



KPMG グローバル サステナビリティ報告 調査 2024

サステナビリティ報告の義務化に向かって

KPMGインターナショナル

[kpmg.com](https://www.kpmg.com)





日本版の発行によせて

いま、世界のさまざまなステークホルダーが、企業に対してサステナビリティ情報の開示を求めています。この動きのなかで、EUが、CSRDという法的拘束力のある指令を上場企業に適用し、これは欧州でビジネスを行っている日本企業にも大きな影響を及ぼしています。

日本においても、ISSB™基準をベースラインとした日本のサステナビリティ開示基準の策定と制度開示におけるその適用、さらには、開示されるサステナビリティ情報の信頼性を高めるための保証制度についての議論が具体化しつつあります。

これらの動きを、企業は単なる規制対応として捉えず、ビジネスモデル変革の契機として積極的に取り組むことが大切です。これは、サステナビリティを企業の経営に組み込み、「サステナビリティ・トランスフォーメーション」の取組みを推進することと同義といえるでしょう。そして、そうした取組みに関する情報が、サステナビリティ報告を通じて提供されることが、外部からの適切な評価の獲得、さらには持続的な価値向上につながるものと考えています。

私たちKPMGは、そうした試みを推し進める企業の一助となるよう、これからも自らのパーパスである「社会に信頼を、変革に力を」を実践してまいります。



田中 弘隆

KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン
統轄パートナー

有限責任 あずさ監査法人
専務理事



里深 哲也

KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン
パートナー

有限責任 あずさ監査法人
サステナブルバリュー統轄本部 開示・プロセスサービスライン リーダー

2022年の前回調査から今年の調査までの間に、企業のサステナビリティに関する環境は劇的な変化を遂げています。企業にとっては、これまでの気候変動への対応に加え、生物多様性の保全やバリューチェーンにおける人権対応などが新たなビジネスリスクとして浮上しています。また、各種のサステナビリティ開示基準も整備されてきています。そのような環境下で、日本企業はこれまでもサステナビリティ開示を着実に進めてきました。今回の調査の結果、日本企業は年次報告書ではすべての企業がサステナビリティ情報を開示し、そのうち89%の企業が第三者保証を取得しています。また、炭素削減目標を設定する企業の割合は100%に達し、生物多様性に関する情報を開示している企業も80%に上り、いずれもグローバルでトップ水準となっています。

一方で、多くの企業にとって、今後どのように自社のビジネス戦略にサステナビリティの要素を組み込み、具体的な対応を進めていくかが課題となっています。単なる開示にとどまらず、気候変動や生物多様性に関する移行計画や人権デュー・ディリジェンスの取組みなど、より実効性のあるサステナビリティ対応が求められます。それに伴う企業のガバナンス体制の構築、システムやプロセスの整備、専門人材の確保など企業には大きな変革が必要とされるでしょう。

今回の調査報告書が、グローバルな視点から見た日本の地位と今後の課題を理解する一助となれば幸いです。



はじめに

今日、アルファベットの略称で表されるサステナビリティ報告の枠組みが、かつてないほど多く存在しています。

国連の持続可能な開発目標(以下、SDGs)が契機となって登場したこれらの枠組みを通じて、企業は環境・社会・ガバナンス(以下、ESG)に関する影響や成果を報告していますが、資本市場はこれらの動向を常に注視しています。競合する企業として、取引パートナーとして、また社会の一員として、私たちはこうした報告から得られる情報に価値を見だし、継続的な学習、戦略的な意思決定、そして目標設定の強化にこれらを活用することができます。

欧州企業サステナビリティ報告指令(以下、CSRD)報告の義務化に伴い、2025年はさらに多くのサステナビリティ情報が開示されることとなります。法域によっては国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によるISSB基準の採用も始まりま。企業の規模や拠点に応じた段階的な義務化が進むなか、まだその適用対象でない企業でもCSRDへの準拠やこれに向けた取組みが開始されています。すでにESGに関する広範で有益なインサイトを誰もが取得し、活用できる状況にあります。



CSRD報告の義務化に伴い、2025年はさらに多くの情報が開示される



ESGを巡るイノベーションは、企業が社会や環境に与える影響を是正し、法令に則した迅速な報告の実現を促しています。さらに、持続可能性が最も高い企業に資本が向けられ、市場が促され、知識の蓄積が深められるでしょう、

ジョン・マカラリーシー (John McCalla-Leacy)
ESG統轄グローバルヘッド、KPMG インターナショナル



報告の義務化が進み、強化されるにつれて、脱炭素化や最新化に役立つサステナビリティ関連の製品やソリューション、インセンティブ、気候ファイナンスの手段、最先端の技術などが増加し続けています。これにより、持続可能なインフラへの資金提供や生物多様性の保護が促進され、適応ファイナンスや移行ファイナンスを通じた資本へ、アクセスが拡大しています。また、安全性の高い適切な労働条件の義務化や、信頼性の高いデータ収集や分析の自動化システムの更新が進むなど、ESGを巡るイノベーションは、企業が社会や環境に与える影響を是正し、法令に則した迅速な報告の実現を促しています。さらに、持続可能性が最も高い企業に資本が向けられ、市場が促され、知識の蓄積が深められるでしょう。

先進的な考えを持つ経営者は、サステナビリティとそのための長期的な取組みの重要性を理解しており、リーダーシップを通じたイノベーションを推進しています。かつてないほど多くのサステナビリティリーダーが取締役会のメンバーとなっています。そのようななか、KPMGはグローバルな取組みを全力で推進し続けています。

ESGに関する報告において、企業の短期および長期のビジネス目標の達成を支援するうえで、私たちは大きな進歩を遂げています。KPMGが長年にわたる分析から得た認識では、堅牢なサステナビリティ報告のエコシステムを構築することで、企業はESG戦略の進捗を評価しやすくなります。さらに

資本市場を活用しながら、多様な社会問題に対応するためのソリューションを開発し、自社の価値を高めることができます。私たちはそれを実現できる立場にあり、すでにその歩みを始めています。この前進を続けていきましょう。

John McCalla Leacy

ESG統轄グローバルヘッド、
KPMG インターナショナル



目次

イントロダクション	05	マテリアリティ	45	サステナビリティ報告の高度化にむけて	78
調査手法	11	炭素削減目標	50	KPMG ジャパンの支援	80
ESGとサステナビリティ報告	17	生物多様性	56		
統合報告	27	持続可能な開発目標	61		
ガイドラインと基準	32	TCFDとIFRS S2	66		
保証	41	ESGリスクとガバナンス	70		



イントロダクション

サステナビリティ報告の義務化が目前に迫っています。EUは、CSRDの段階的な導入を数年にわたり進めています。KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2024の結果によれば、この義務化を前に、多くの企業がダブルマテリアリティ評価を実施しています。

今回の調査では、世界最大級の企業250社のほぼ全社と、各国・地域・法域の上位100社の大部分において、サステナビリティ報告が通常業務の一部となっていることが明らかとなりました。

2022年からの2年間で、CO₂削減目標を掲げる企業の割合も大幅に増加しています。生物多様性に関する報告を行う企業の割合はまだ低いものの、2022年以降、同じく増加傾向にあります。

2025年には、大企業の多くがCSRDに準拠したサステナビリティ報告を行うこととなりますが、今回の調査によれば、その他の多くの企業も、義務化に先立ち、報告への取組みを開始または強化していることが明らかとなっています。規制に遵守するためであれ、投資家、顧客、従業員、規制当局、その他のステークホルダーにより確実な情報を提供するためであれ、これに取り組むだけの理由は十分にあります。

KPMGのメンバーファームは、環境、社会、経済に大きな利益をもたらし得る活動を支援しています。

Dr Jan-Hendrik Gnädiger

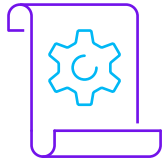
ESG報告担当グローバルリード
KPMGインターナショナル





エグゼクティブサマリー

96%



サステナビリティ報告を実施するG250企業の割合 (2022年から変化なし)

79%

サステナビリティ報告を実施するN100企業の割合 (2022年から変化なし)

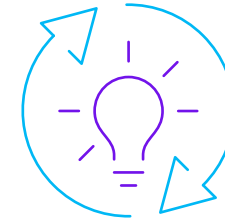
N100企業の全社がサステナビリティ報告を実施している国

日本
韓国

マレーシア
タイ

シンガポール
米国

南アフリカ



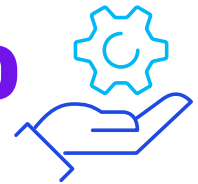
95%

CO₂削減目標を掲げるG250企業の割合 (2022年から15ポイント上昇)

80%

CO₂削減目標を掲げるN100企業の割合 (2022年から9ポイント上昇)

41%



サステナビリティ指標と連動した役員報酬を採用するG250企業の割合 (2022年から1ポイント上昇)



56%

サステナビリティリーダーを置くG250企業の割合 (2022年から11ポイント上昇)

46%

サステナビリティリーダーを置くN100企業の割合 (2022年から12ポイント上昇)

30%

サステナビリティ指標と連動した役員報酬を採用するN100企業の割合 (2022年から6ポイント上昇)

G250企業とN100企業の詳細については「調査手法」のページをご参照ください。



KPMG グローバルサステナビリティ報告調査2024の結果に見る 6つの大きなトレンド

1 サステナビリティ報告と排出削減目標 の設定が通常業務となる

サステナビリティ報告と排出削減目標の設定が、G250企業の96%とN100企業の76%で実施されています。

2 EUのCSRDに基づくサステナビリティ 報告の義務化に先立ち、すでに業務を 変更している企業がある

CSRDは、2024年12月31日に終了する会計年度の報告に対して、初期の企業グループに適用されます。一部の企業には、初度報告の期限が2029年まで設けられています。しかし、主に欧州に本社を置く企業や欧州に拠点のある企業のなかには、すでにCSRDへの準備として、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に従って重要なトピックを報告する企業があります。調査対象の欧州企業のほぼ半数は、すでにEUタクソミーを使用して情報を開示しています。

3 大手企業の半数が ダブルマテリアリティ評価を 実施している

G250企業とN100企業の5分の4近くがマテリアリティ評価を実施しています。G250企業の方が、自社の事業活動による社会や環境への影響と財務影響を評価するダブルマテリアリティ評価を実施する傾向にあります。ダブルマテリアリティ評価は、マテリアリティ評価のなかでも最も網羅性の高い手法であると同時に、CSRDでもそのコンセプトが採用されています。今後は現在の評価結果がCSRDの求める要件に準拠しているかを確認し、継続して対応の準備が進められるものと考えられます。



4

報告の義務化への動きにもかかわらず、 任意のガイドラインや基準が 今でも広く使用されている

GRI 基準が最も広く使用されており、G250 企業の4分の3と、ほぼ同程度の割合のN100 企業が使用しています。これより割合は低いものの、SASB 基準と証券取引所によるガイドラインを使用する企業の割合も2022 年から大幅に上昇しています。使用状況は国や地域で大きく異なりますが、サウジアラビアでは調査対象の全社が同国の証券取引所のガイドラインを使用し、南北アメリカでは3分の2がSASB 基準を使用しています。

任意のガイドラインや基準が依然広く使用されているのは、報告の義務化が進む過程にあることに起因すると考えられますが、今後は義務化が拡大し、数年で状況が変化する可能性があります。

5

生物多様性に関する情報の開示が 増加を続ける

G250 企業とN100 企業ともに、半数程度の企業が生物多様性に関する情報を開示しています。この割合は2020 年には約4分の1にすぎませんでした。ただし、増加の伸びは2022 年以降、鈍化しています。情報開示の割合についての地域差は2 年前から縮小傾向にあり、中東・アフリカの企業の割合が平均値に近づいています。

6

TCFD 提言の採用が 増加傾向にある

G250 企業の4分の3 近くが、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD) の提言に沿って気候リスクに関する情報を開示しています。TCFD の提言に基づく開示には、ISSB 基準とESRS の両基準に準拠する重要な情報が含まれるため、TCFD の提言を採用する企業がこれらの基準を採用することには一定のメリットがあります。



用語集

- **CSRD**: Corporate Sustainability Reporting Directive (欧州企業サステナビリティ報告指令)
- **ESG**: Environmental, social and governance (環境・社会・ガバナンス)
- **ESRS**: European Sustainability Reporting Standards (欧州サステナビリティ報告基準)
- **EU**: European Union (欧州連合)
- **G250企業**: 2023年のFortune Global 500の売上高ランキングに基づく世界の上位250社*
- **GRI**: Global Reporting Initiative (グローバル・レポーティング・イニシアティブ)
- **IFRS S2**: IFRS S2号、国際財務報告基準審議会(IASB)が策定する、国際財務報告基準(IFRS)[®]の気候関連開示に関する基準
- **IPCC**: UN Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)
- **ISSB**: International Sustainability Standards Board (国際サステナビリティ基準審議会)
- **N100企業**: 本調査の対象58の国・地域・法域における売上高上位100社、計5,800社*
- **NFRD**: Non-Financial Reporting Directive (欧州非財務情報開示指令)
- **SASB**: Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準審議会)
- **SDGs**: UN Sustainable Development Goals (国連持続可能な開発目標)
- **TCFD**: Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)
- **TNFD**: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース)
- **UN**: United Nations (国際連合)
- **US SEC**: United States Securities and Exchange Commission (米国証券取引委員会)

*G250企業とN100企業の詳細については「調査手法」のページをご参照ください。



調査手法

この調査では、KPMGのメンバーファームのうち、58のファームを代表する専門家たちが、それぞれの国・地域・法域の売上高上位100社であるN100企業が公表している年次の財務報告書、統合報告書、ESG／サステナビリティ報告書を精査し、詳細な調査を実施しています。

2022年と同じく5,800社のデータを調査対象とし、1993年から実施しているKPMGのグローバルサステナビリティ報告調査のなかで、最も包括的な調査となっています。

KPMGのファームのプロフェッショナルによる各企業の最新の報告書の調査を通じて、最大52項目のデータを収集しました。

各国・地域・法域からの回答は、180,000以上からなる単一のデータセットに統合され、その検証と分析を通じて結果が導き出されました。

この報告書の作成にあたっては、世界各国の各分野のプロフェッショナルへの専門知識も活用しています。

今回の調査対象となった報告書は主に2023年7月1日から2024年6月30日までに公表されたものです。この期間中に報告を行っていなかった企業に関しては、2022年7月1日から2023年6月30日までに公表された報告書を調査対象としました。

また、親会社やグループ会社を通じてサステナビリティ報告を行っている子会社については、KPMGのネットワークを活用し、親会社の報告結果を子会社にも適用しています。例えば、国際的な食品・飲料メーカーグループのサステナビリティ報告が、その国内子会社の何社かにも適用されているケースがいくつかあります。

調査結果は、あくまでも公表されている情報の分析のみに基づいています。KPMGが企業から直接情報の提供を受けたケースは一切ありません。



本調査のサンプルは次のとおりです。

N100企業

58の国・地域・法域における売上高ランキング上位100社 (計5,800社)

KPMGの58のファームの専門家が、それぞれの国・地域・法域において一般に広く認められた情報源に基づき売上高上位100社であるN100企業を選定しました。ただし、適切な情報の入手が困難な場合は、時価総額など、類似の評価基準に基づいてサンプルを選定しています。調査対象には、上場企業、国有企業、非上場企業、同族企業など、あらゆる所有構造の企業が含まれます。

G250企業

世界の売上高ランキング上位250社

G250企業は、2023年度の「Fortune Global 500」の売上高ランキングの上位250社で構成しています。G250企業の大半がN100企業にも含まれますが、58の国・地域・法域外に本社を置く38社はN100企業には含まれていません。

調査項目の追加と変更

調査項目の追加

今回から新たに次の質問が加わっています。

- サステナビリティ報告書に、CSRDまたはEUタクソノミー、ISSB基準、米国SECまたはカリフォルニア州の気候関連情報開示規則を考慮して作成されたことが明記されているか
- 報告にEUタクソノミーに沿った開示が含まれているか
- IFRS S2に基づいた気候リスクに関する報告を行っていることが明記されているか

調査項目の変更

今回の調査では、会計監査人に関する質問について変更を加え、財務諸表の監査人と非財務情報の保証人が同一であるかどうかを質問しました。

また、マテリアリティ評価について、過去の調査では、報告書においてマテリアルなトピックが特定されているか、またどのような概念に基づいて評価が行われているかを調査していましたが、今回は、インパクトマテリアリティ、財務マテリアリティ、ダブルマテリアリティのいずれを評価しているかを分類しました。



調査対象となった国・地域・法域

今回の調査は、以下の国・地域・法域が対象となっています。

アフリカ：アンゴラ、ガーナ(今回初めて)、ナイジェリア、南アフリカ

アジア太平洋：オーストラリア、中国、インド、日本、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

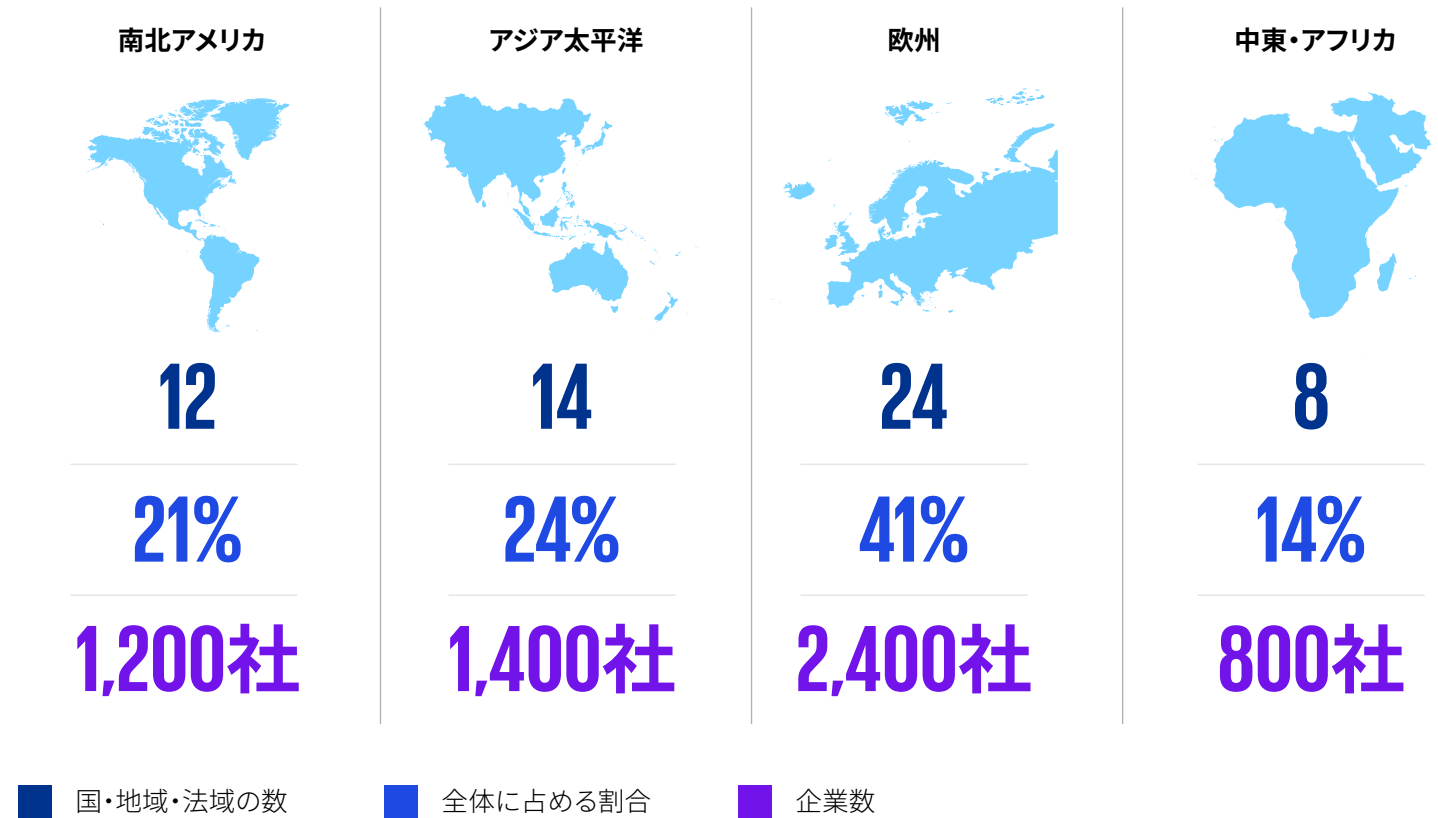
欧州：オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ(今回初めて)、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

中南米：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

中東：イスラエル、サウジアラビア、トルコ、アラブ首長国連邦

北米：カナダ、米国

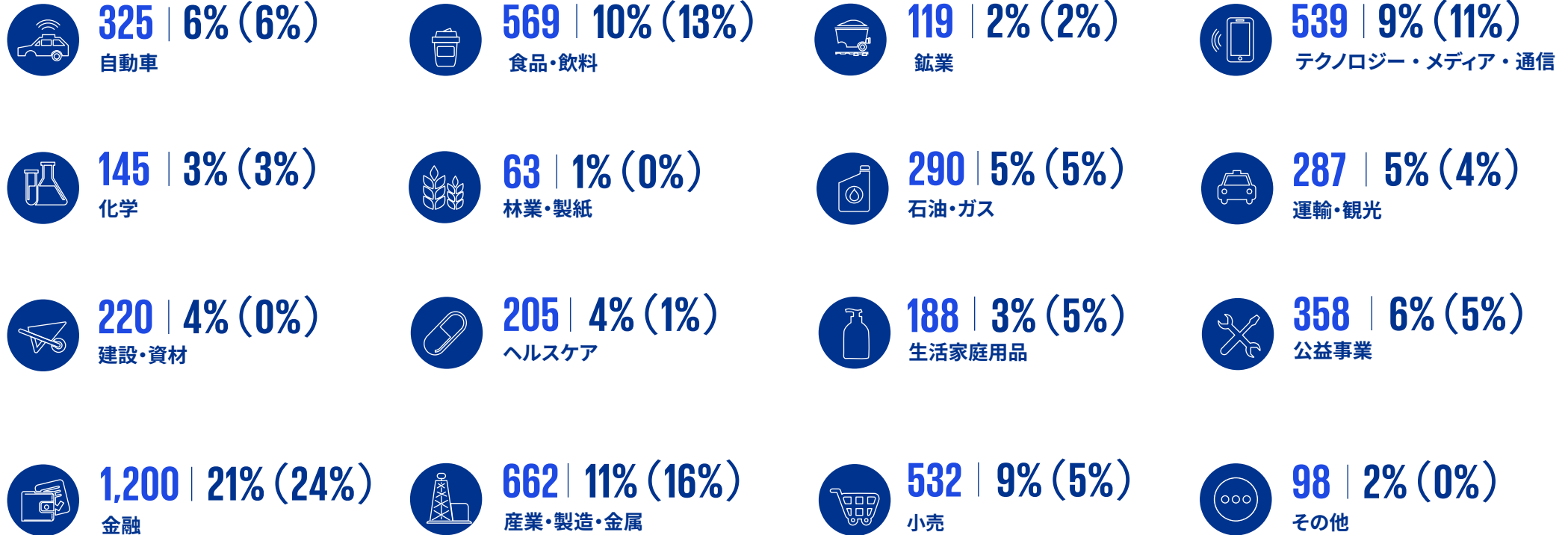
N100企業の地域別構成



2022年の調査対象であったフランスおよびカザフスタンは、今回は調査対象外となりました。



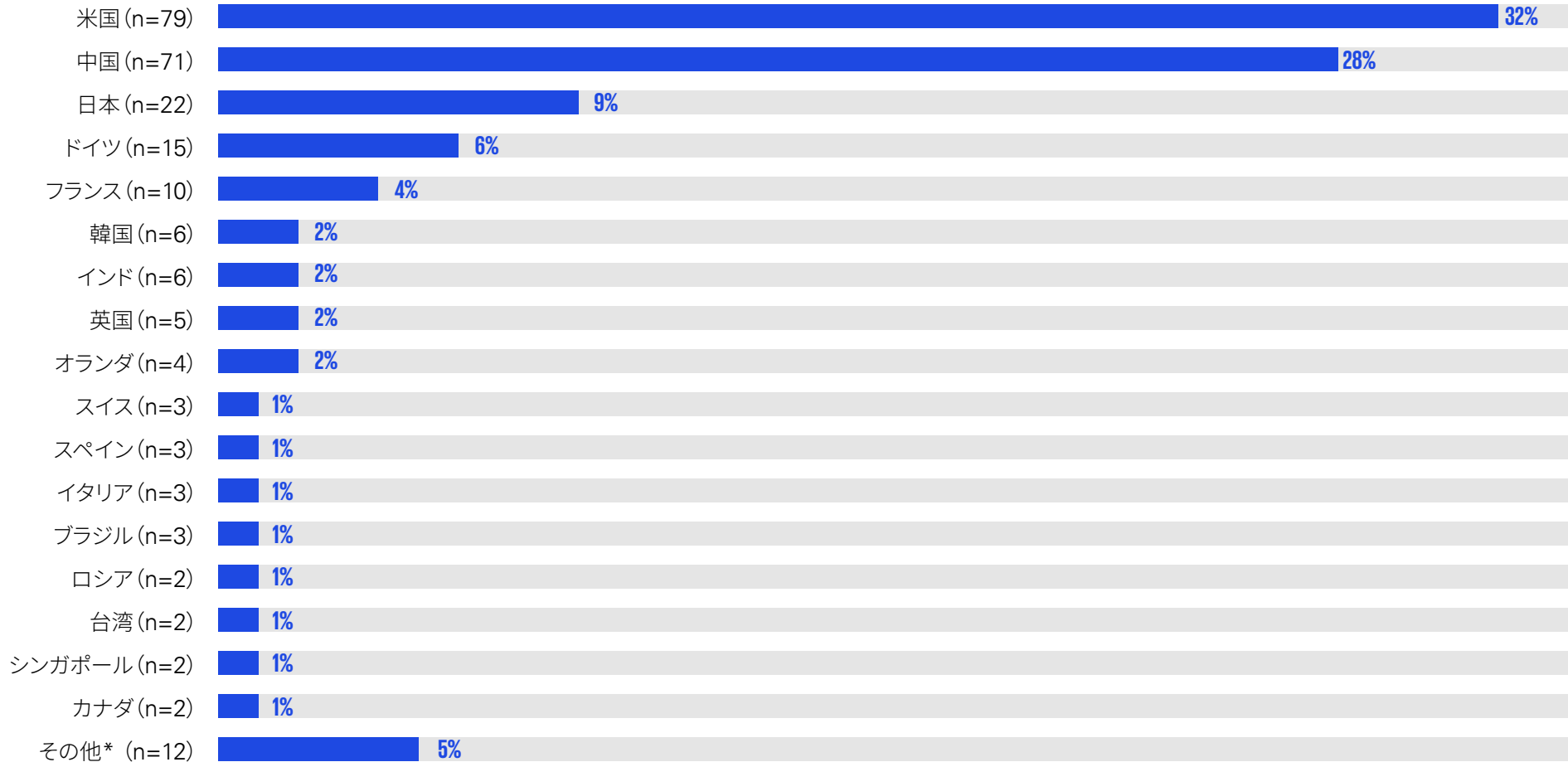
N100企業の業種別構成(カッコ内は日本のN100企業における業種別の割合)



● 企業数 ● 全体に占める割合



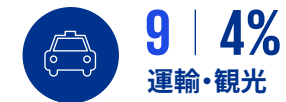
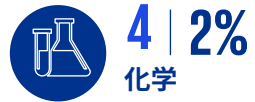
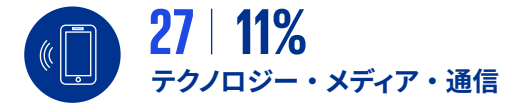
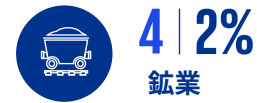
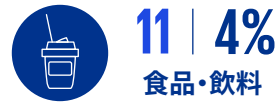
G250企業の国・地域・法域別構成



*その他には、メキシコ、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、タイ、ポーランド、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ルクセンブルク、ノルウェー、サウジアラビアが含まれます



G250企業の業種別構成



● 企業数 ● 全体に占める割合



ESGと サステナビリティ 報告



G250企業のほぼ全企業が、サステナビリティに関する報告を通常業務として実施しており、その割合は2020年、2022年と変わらず96%にのびります。KPMGが初めて調査を行った1999年はわずか35%であったその割合は、2008年以降は90%を上回っています。報告を行っていない企業11社の内訳は、中国が9社、インドネシアとロシアが各1社でした。

G250企業のほぼ全社で、 ESGとサステナビリティ報告が 通常の業務となっている

N100企業については、対象となる5,800社のうち、サステナビリティ報告を通常の業務として実施している企業の割合は79%でした。G250企業と同様に2022年から変動はありませんが、前回の調査対象であった国・地域・法域のみを比較した場合、81%と2ポイント上昇しています。

サステナビリティに関する報告を行う企業の割合は、多くの地域でほとんど変化は見られませんが、今回は、サウジアラビアとチリでそれぞれ22ポイントと急激に上昇しています。そのほかに大きく上昇した国は、アルゼンチン、チェコ共和国、ニュージーランド、トルコでした。

アジア太平洋地域の企業が報告を実施する割合は92%でした。2022年からの上昇はわずか3ポイントでしたが、2011年では49%にすぎず、この10年超で着実な上昇を続けています。さらに、今回、N100企業のすべてがサステナビリティ報告を実施している国・地域・法域は7つありましたが、このうち5つはアジア太平洋地域にあります。

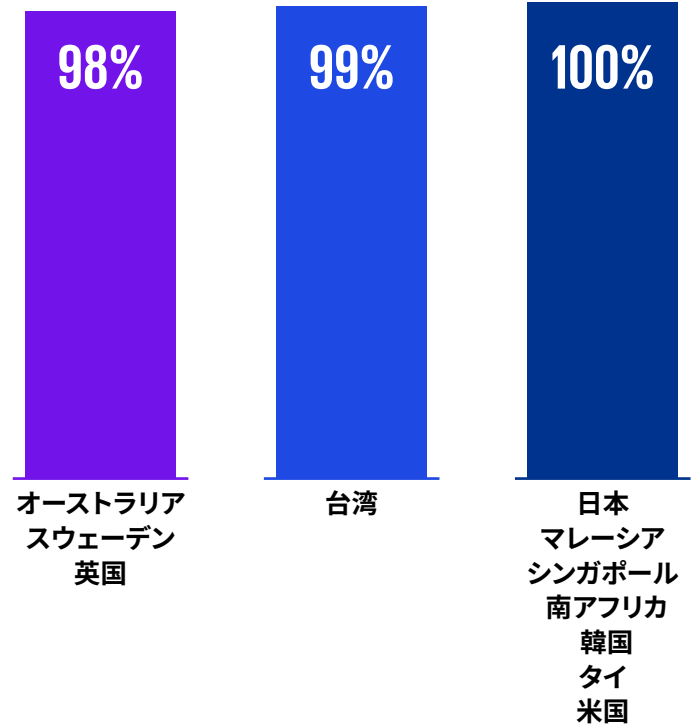
アフリカ地域における報告の割合の低下は、新たな国が調査対象となったことに起因するものです。新たに調査に加わった国・地域・法域でサステナビリティ報告を実施する割合は比較的低く、年数を経るごとに上昇していくのが一般的です。2022年に対象国のみで比較した場合は、アフリカ企業が報告を実施する割合はわずかに上昇し、70%となっています。N100企業のうち、サステナビリティに関する報告を実施する傾向が最も高い業種は林業・製紙で、その割合は89%に上ります。これに自動車(86%)、公共事業(85%)が僅差で続きます。一方、N100企業のうち割合が最も低い業種はヘルスケアで、67%にとどまっています。



報告の実施割合	2022年	2024年	2022年調査の対象に限定した 場合の2024年の割合
G250企業	96%	96%	
N100企業	79%	79%	81%
地域			
北米	97%	97%	
アジア太平洋	89%	92%	
欧州	82%	81%	82%
中南米	69%	69%	
アフリカ	67%	61%	70%
中東	48%	57%	

急速に上昇した国・地域・ 法域	2022年	2024年	上昇した割合
サウジアラビア	31%	53%	+22ポイント
チリ	74%	96%	+22ポイント
アルゼンチン	67%	81%	+14ポイント
トルコ	44%	57%	+13ポイント
ニュージーランド	80%	92%	+12ポイント
チェコ共和国	74%	86%	+12ポイント

サステナビリティ報告を行う割合の 高い国・地域・法域



基準：N100企業5,800社とG250企業250社

基準：N100企業5,800社



サステナビリティ報告を実施する割合 2024

アンゴラ 34% ↑ (27%) 2024 2022	アルゼンチン 81% ↑ (67%) 2024 2022	オーストラリア 98% ↑ (89%) 2024 2022	オーストリア 77% ↑ (72%) 2024 2022	ベルギー 88% ↑ (84%) 2024 2022	ブラジル 93% ↑ (86%) 2024 2022	カナダ 94% ● (94%) 2024 2022	チリ 96% ↑ (74%) 2024 2022	中国 88% ↓ (89%) 2024 2022	コロンビア 76% ↓ (83%) 2024 2022
コスタリカ 54% ↓ (65%) 2024 2022	キプロス 28% ↓ (36%) 2024 2022	チェコ 86% ↑ (74%) 2024 2022	エストニア 45% ↑ (41%) 2024 2022	フィンランド 94% ● (94%) 2024 2022	ドイツ 94% ↓ (100%) 2024 2022	ガーナ 31% 2024	ギリシャ 67% ↑ (66%) 2024 2022	ハンガリー 78% ↓ (79%) 2024 2022	アイスランド 95% ↑ (91%) 2024 2022
インド 88% ● (88%) 2024 2022	アイルランド 75% ↓ (95%) 2024 2022	イスラエル 38% ↓ (43%) 2024 2022	イタリア 93% ↓ (94%) 2024 2022	日本 100% ● (100%) 2024 2022	ルクセンブルク 72% ↑ (69%) 2024 2022	マレーシア 100% ↑ (99%) 2024 2022	マルダ 44% 2024	メキシコ 85% ↑ (84%) 2024 2022	オランダ 94% ↑ (90%) 2024 2022
ニュージーランド 92% ↑ (80%) 2024 2022	ナイジェリア 77% ↓ (78%) 2024 2022	ノルウェー 93% ↑ (91%) 2024 2022	パキスタン 90% ↓ (91%) 2024 2022	パナマ 52% ↓ (71%) 2024 2022	ペルー 89% ↑ (85%) 2024 2022	フィリピン 84% ↓ (87%) 2024 2022	ポーランド 89% ↑ (82%) 2024 2022	ポルトガル 91% ↑ (85%) 2024 2022	ルーマニア 78% ↑ (74%) 2024 2022
サウジアラビア 53% ↑ (31%) 2024 2022	シンガポール 100% ● (100%) 2024 2022	スロバキア 78% ↓ (81%) 2024 2022	南アフリカ 100% ↑ (96%) 2024 2022	韓国 100% ↑ (99%) 2024 2022	スペイン 95% ● (95%) 2024 2022	スリランカ 79% ↑ (76%) 2024 2022	スウェーデン 98% ● (98%) 2024 2022	スイス 90% ↑ (82%) 2024 2022	台湾 99% ↑ (94%) 2024 2022
タイ 100% ↑ (97%) 2024 2022	トルコ 57% ↑ (44%) 2024 2022	アラブ首長国連邦 80% ↑ (73%) 2024 2022	英国 98% ↓ (99%) 2024 2022	ウルグアイ 54% ↓ (57%) 2024 2022	米国 100% ● (100%) 2024 2022	ベネズエラ 10% ↓ (16%) 2024 2022	ベトナム 69% ↓ (87%) 2024 2022		

基準：N100企業5,800社



ガーナの 視点

サステナビリティ報告をめぐる世界的な動向に沿うようにガーナでも報告を実施する企業の割合が大きく上昇しています。その主な要因には、金融セクターにおけるESG規制、ガーナ国内で事業を展開する多国籍企業の影響、海外の市場や投資家からのサステナビリティ関連開発資金の流入があります。2019年にガーナ中央銀行が持続可能な銀行業務に関する原則(Sustainable Banking Principles)を策定し、全金融機関に対して2024年までにこれに準拠し、サステナブルな事業活動に関する報告を義務付けたことも要因の1つです。

これにより、金融機関ではサステナビリティ報告の推進に必要な体制の構築、プロセスや取組みの導入が進んでいます。2022年には、ガーナ証券取引所により、企業によるESG関連情報の開示を促す目的で、GRI基準に基づくESG開示に関するガイダンスマニュアルが導入されています。

IFRSのS1号およびS2号を契機にESG報告への関心が高まるなか、規制当局は2027年に両基準への準拠を義務化する決定をしています。今回の調査結果からは、多くの上場企業がESGコンプライアンスに向けた取組みを進めていることが明らかとなりましたが、その他の企業にとっても取組みを始める大きな機会となるでしょう。

Kwame Sarpong Barnieh

パートナー、ESG・サステナビリティ担当
KPMG ガーナ





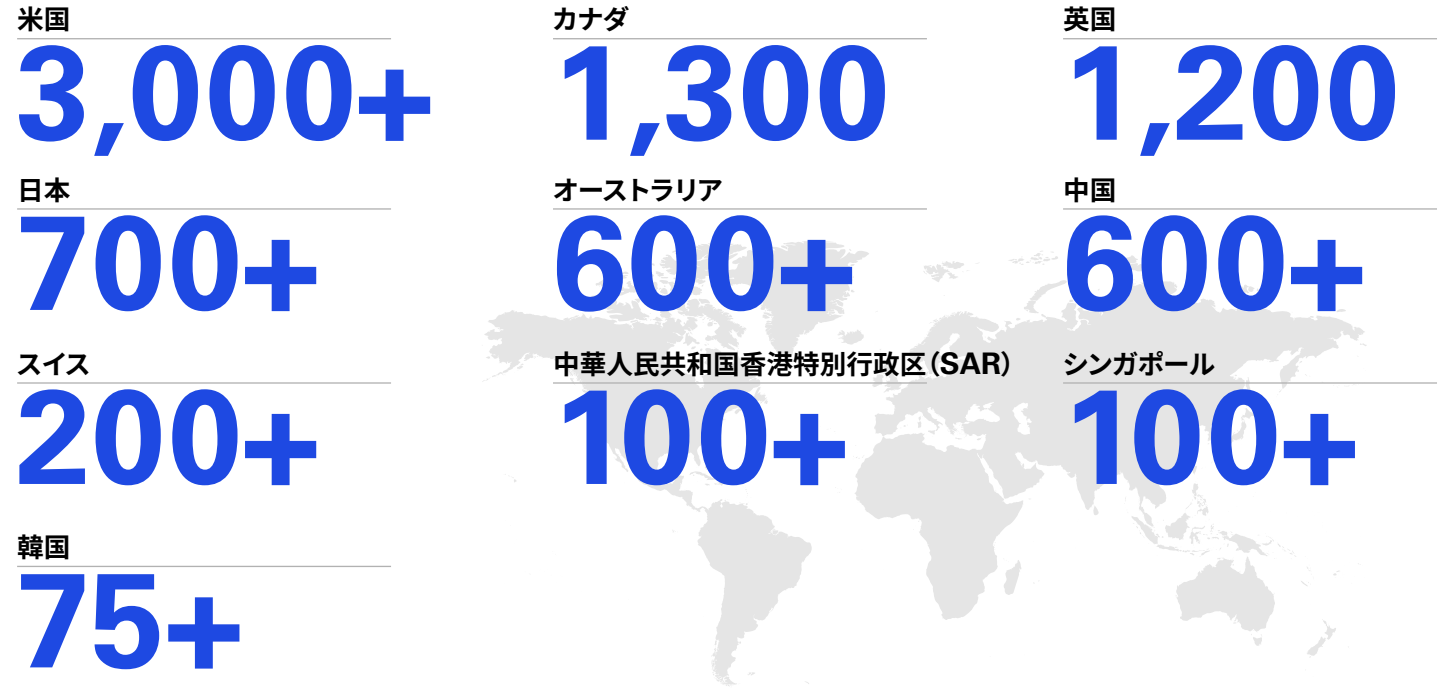
CSRD

欧州企業サステナビリティ報告指令(CSRD)では、最終的にEU域内に拠点を置く企業、子会社を有する企業、EUの規制市場に上場する企業合わせて約5万社にサステナビリティ報告が義務付けられることとなります。

EU域外に拠点を置き、EU域内で多額の収益を上げる数千社の企業もその対象となります。

EU域外企業にも及ぶCSRDの影響

拠点別に見たCSRDの影響を受ける企業の推定数



出典：CSRDに関するロードマップ：スコーピング戦略と保証準備に関するウェブキャスト、KPMG インターナショナル、2024年8月



CSRDに基づいてサステナビリティ報告を行う企業は、ESRSとEUタクソミーに準拠し、サステナビリティ報告書を経営報告書の一部として公表し、第三者保証を受ける必要があります。また、報告に際しては、サステナビリティ事項が及ぼす財務的影響に加えて、事業活動がステークホルダーや社会に及ぼす影響を考慮する「ダブルマテリアリティ」の原則も適用する必要があります¹。CSRDでは、気候関連の課題だけでなく、汚染、水、生物多様性、資源利用などの環境問題、自社やサプライヤーの従業員、コミュニティ、消費者、エンドユーザーへの企業活動を通じた社会的影響やガバナンスなど、広範なESG関連の課題が対象となります。

CSRDに基づく報告書はまだ公表されていません。2014年のEU非財務報告指令(NFRD)の適用対象企業を中心とする第一の企業グループは、2024年1月1日以降に開始する会計年度からCSRDが適用されるため、最初の報告書が公表されるのは2025年初頭となります。EU域内の大手企業には、2025年1月1日以降に開始する会計年度から適用されるほか、一部の小規模企業を除く上場企業に関しては、2026年1月1日移行開始する会計年度より適用され、2年間の適用免除も選択できます。EU域外に拠点を置く企業に関しては、EU域内に拠点を置く企業は異なる基準に基づき、2028年1月1日以降開始する会計年度より適用され、2029年に最初の報告書を公開する必要があります。KPMGの調査によれば、こうした段階的な適用プロセスが採用されているにもかかわらず、EU域内に拠点を置く企業を中心に、すでにCSRDへの準拠に向けた取組みを進めている企業もあります。

ESRS

企業によるCSRDへの準拠に向けた動きを示す指標として、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の自主的な早期適用が挙げられます。ESRSは、セクター横断的な12の基準と、従来の要件と比較してその範囲と綿密さが大幅に強化された120以上の具体的な指標から構成されます²。今回の調査対象となったG250企業のうち、ESRSへの準拠に向けた準備を進めていることを明示する割合は2%にとどまりましたが、これは、EU域内に拠点を置く企業がG250企業の5分の1にすぎない事実を反映した結果といえます。欧州のN100企業に関しては、その割合は12%にのびりました。

国別で最も割合が高いのはスペインで、66%がESRSへの準拠に向けた準備を進めています。EU加盟国のうち、キプロス、エストニア、アイルランド、ポーランド、ポルトガルでは20%以上がESRSを参照しており、こうした動きからも、報告の義務化に向けた、企業への影響が明らかです。



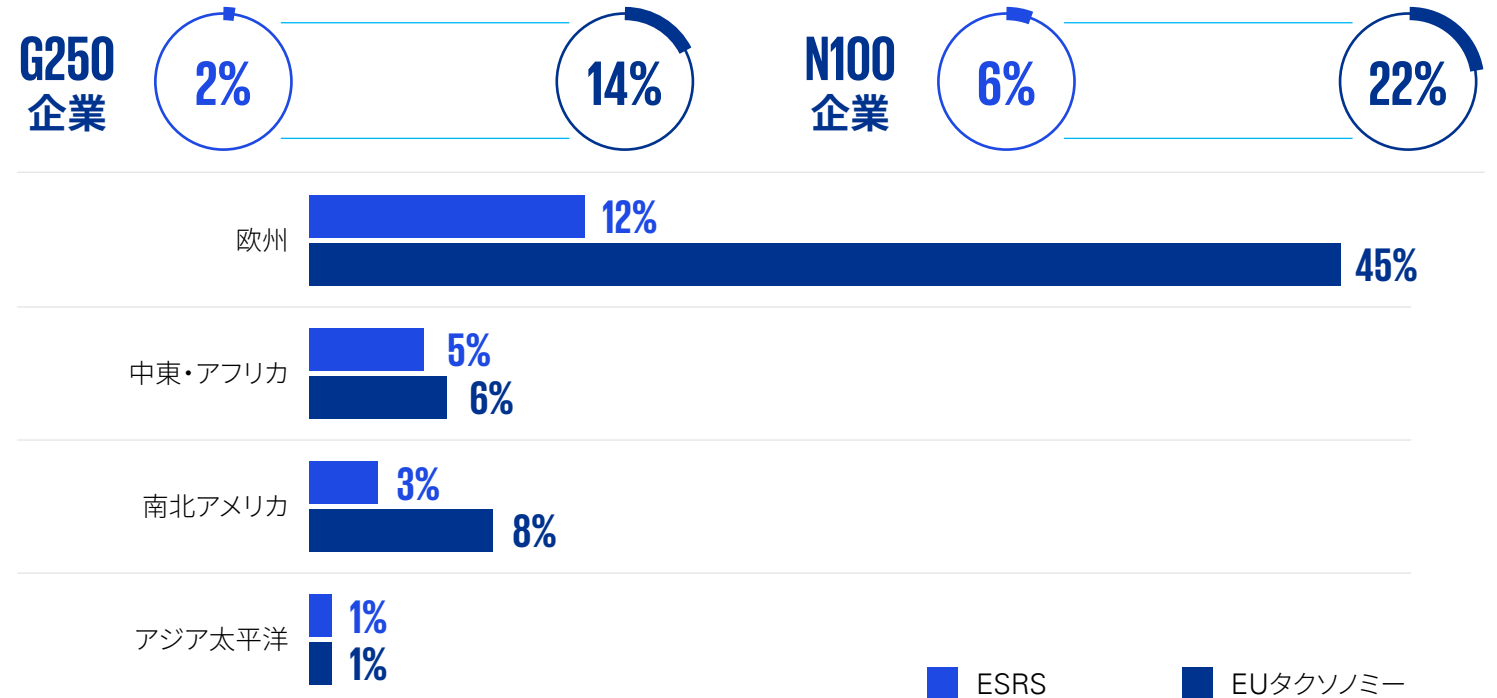
EUタクソミー

CSRDに準拠するには、環境に配慮した持続可能な経済活動を定義する分類システムであるEUタクソミーを適用する必要があります。6つの環境目標のうちの少なくとも1つに、自社の活動がどの程度貢献しているかを報告することになります。EUタクソミーは、EU規則2020/852に基づいて策定されたもので、その他のEU指令やEU規則にも取り入れられ、すでに適用対象となっている企業もあります。さまざまな環境目標に基づく報告が段階的に導入されるなかで、大企業ですでにさまざまな規制に基づいて報告しているのが現状です³。

CSRDを通じて、EU域内企業がEUタクソミーの適用対象となっていることをふまれば、EUタクソミーがESRSよりも広く使用されているのは当然といえます。G250企業の14%、欧州のN100企業の45%がEUタクソミーに準拠した報告を行っています。調査対象企業のうちEUタクソミーに準拠する企業は、南北アメリカ8%、中東・アフリカで6%あります。これには、グループ企業の子会社がEU域内に拠点を置く場合や、EU域内で大規模な事業を展開する場合があります。

EU加盟国であるドイツ、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデンでは、N100企業の半数以上がEUタクソミーに準拠しています。EU加盟国以外では、シェン

ESRSおよびEUタクソミーに準拠する企業の地域別割合



基準：サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社

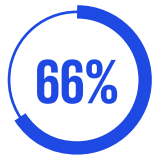
ゲン協定に加盟するアイスランド企業の79%が準拠しています。一方、アイスランドと同じく、EU加盟国ではないもののシェンゲン協定に加盟するスイスでは9%、どちらにも加盟していないもののEUと密接な関係にある英国は11%にとどまっています。



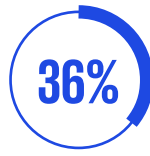
ESRSとEUタクソノミーに準拠する企業の割合(上位国)

ESRS

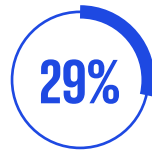
スペイン



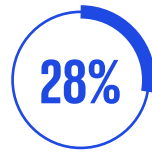
キプロス



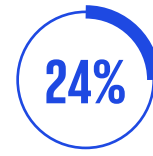
エストニア



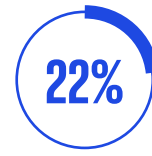
アイルランド



ポルトガル



ポーランド



EUタクソノミー

アイスランド



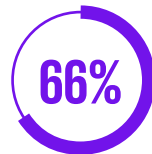
ポルトガル



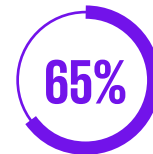
スウェーデン



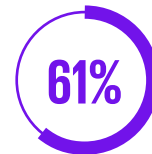
スペイン



ドイツ



イタリア



基準: サステナビリティ報告を行うN100企業4,581社



主なポイント



サステナビリティ報告が通常業務となっている

G250企業のうち、サステナビリティ報告を行う企業の割合は2020年、2022年、2024年のいずれも96%であることから、報告が通常業務となっていることは明らかだといえます。



EU域外でも数千社がCSRDの対象となる

CSRDに基づいて、EU域外に拠点のある数千社を含む約5万社にサステナビリティ報告が義務付けられます。



欧州でEUタクソミーへの準拠が進む

すでにESRSに準拠する準備を進めている企業があり、EU域内では約半数の企業がEUタクソミーを使用しています。

日本企業への示唆

欧州上場企業では、2025年からCSRDに基づく開示が本格化します。CSRDとそのサステナビリティ開示基準であるESRSでは、環境、社会、ガバナンスの広範な項目が開示対象となり、ダブルマテリアリティ分析を含む開示項目全般に対する限定的保証も求められます。これに対応するには、従来の任意報告の枠組みとは異なり、企業全体として継続的な開示を可能とするガバナンス体制や情報収集プロセス・システムの整備が欠かせません。

継続的な開示を通じて、関連する指標について、パフォーマンスの改善がどの程度進んでいるか、投資家をはじめとする幅広いステークホルダーから評価を受けることとなります。日本企業の適用対象は700社以上であると想定されており、国内のサステナビリティ開示基準への対応と併せて、複数の開示基準への対応をどのように進めるかが喫緊の課題となっています。

一方、広範なサステナビリティ情報の開示要求は、企業にとって過剰な負担になるとの懸念から、部分的な見直しの動きも見られます。今後の数年間は引き続き各国の制度動向を注視しながらも、サステナビリティの開示体制を確実に整え、社内の実効的な取り組みを進めることが、グローバル展開する日本企業には求められるでしょう。

このような状況下で、日本企業は持続可能な成長を目指し、国際基準に適合した包括的なサステナビリティ報告体制の構築を急がねばなりません。課題は多岐にわたりますが、今後の発展を見据えた戦略的な対応が重要です。



里深 哲也

有限責任 あずさ監査法人 パートナー

サステナブルバリュー統轄事業部 開示・プロセスサービスライン リーダー



統合報告

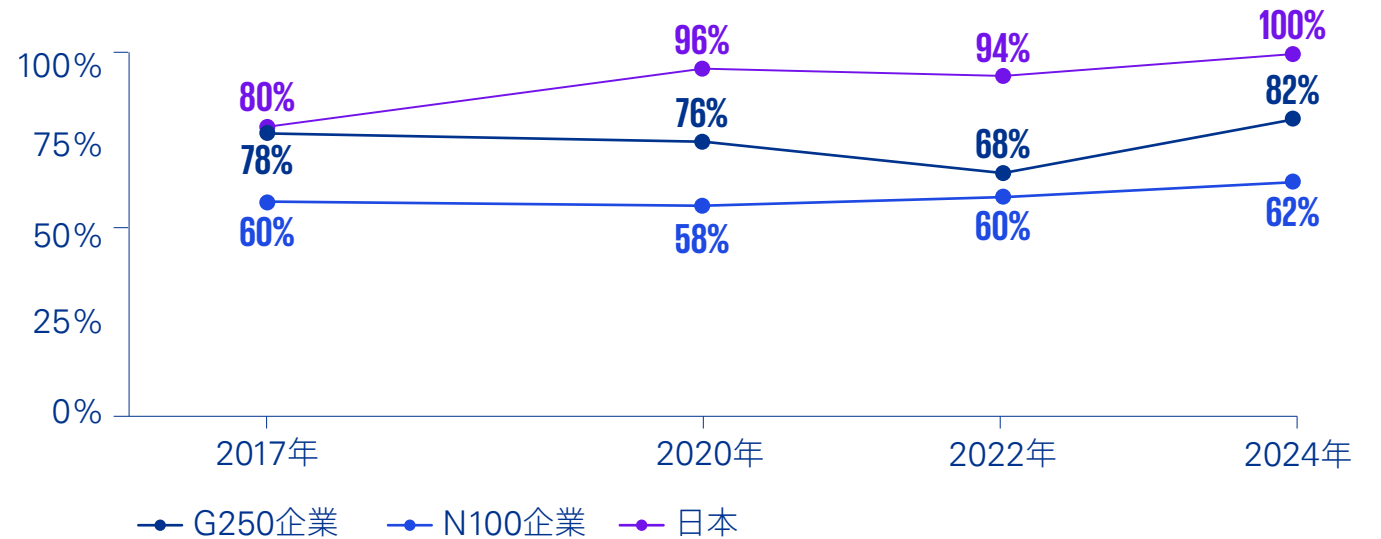


年次報告書においてサステナビリティ報告やESG情報の開示を行うG250企業の割合は82%にのぼります。この割合は2017年の78%から2022年には68%まで低下しましたが、今回の調査では再び上昇しています。これは主に、G250企業の5分の3を占める中国と米国の企業において開示傾向が高まったことに起因しています。

一方、N100企業については、その割合に大きな変化はなく、2022年から2ポイント上昇し62%となっています。ただし、地域間では大きな違いがあり、国・地域・法域間ではさらに顕著な差がみられます。年次報告書でサステナビリティ情報を開示するN100企業の割合が、中東・アフリカでは50%であるのに対し、アジア太平洋地域では81%に上ります。日本とタイでは、調査対象の全企業が、マレーシア、台湾、米国では97%の企業が年次報告書でサステナビリティ情報を開示しています。

アラブ首長国連邦と中国では、年次報告書でサステナビリティ情報を開示する企業が急増しています。調査対象企業のうち、アラブ首長国連邦Eに拠点を置く企業の76%がサステナビリティ情報を開示し、2022年の36%から大きく上昇しています。また、中国に拠点を置く企業でも、2022年の19%から55%まで上昇しています。

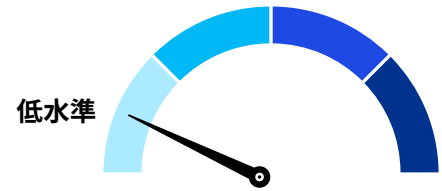
年次報告書でサステナビリティ情報を開示する企業の割合



基準：G250企業250社とN100企業5,800社



年次報告書でESGおよびサステナビリティ情報を開示する企業の割合(国・地域・法域別)



イスラエル

27% 2024年 ↑ (22% 2022年)

パナマ

23% 2024年 ↑ (18% 2022年)

アンゴラ

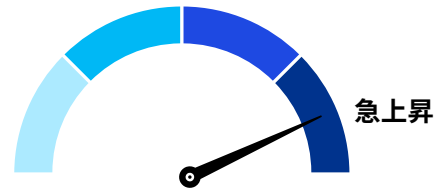
21% 2024年 ↑ (18% 2022年)

キプロス

15% 2024年 ↑ (14% 2022年)

ベネズエラ

6% 2024年 ↓ (8% 2022年)



アラブ首長国連邦

76% 2024年 ↑ (36% 2022年)

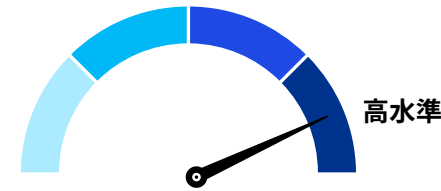
中国

55% 2024年 ↑ (19% 2022年)

急低下

ベトナム

43% 2024年 ↓ (79% 2022年)



日本

100% 2024年 ↑ (94% 2022年)

タイ

100% 2024年 ↑ (86% 2022年)

マレーシア

97% 2024年 ↑ (97% 2022年)

台湾

97% 2024年 ↑ (90% 2022年)

米国

97% 2024年 ↑ (80% 2022年)

年次報告書でサステナビリティ情報を開示するN100企業の割合を業種別に見ると、自動車(72%)と最も高く、石油・ガスと化学(69%)、鉱業(68%)がこれに続きます。割合が最も低いのがヘルスケアと小売で、調査対象となったN100企業中の50%にとどまりました。

IFRS財団が所有する統合報告フレームワークを使用するG250企業の割合は、2022年の25%から今回の調査では17%に低下しています。一方、N100企業を見ると、5ポイント上昇し24%となっています。統合報告フレームワークを使用する割合は、中東・アフリカで45%と最も高く、欧州では16%にとどまっています。

基準:N100企業5,800社



タイの 視点

タイは、調査対象の全企業がサステナビリティ報告を行っている7カ国の1つであり、その全てが年次報告書でサステナビリティ情報を開示する2カ国の1つです。主に規制当局による要請、ステークホルダーや投資家のニーズ、サステナビリティを重視する傾向の高まりが複合的要因となり、タイ企業におけるサステナビリティ報告の実践を後押ししていると考えられます。

タイでは、CO₂削減目標を公表し、サステナビリティについて役割を担う取締役や執行責任者を置く企業が急増し、94%と調査対象のなかで最も高い割合となりました。サステナビリティ指標と役員報酬を連動させる企業も増加しています。その要因は、気候関連リスクに対する意識の高まり、ステークホルダーの期待の高まり、サステナビリティの目標や基準の遵守が企業に求められる世界的な状況が考えられます。

こうした動きは、サステナビリティを企業戦略に統合する、より広範な取組みも反映しています。

一方、サステナビリティ情報の保証に関する情報を開示する企業の割合は、2022年の61%から44%へと他国よりも大きく低下しました。こうした低下の主な要因は、保証に関する規制要件が存在しないことや、多くの企業がサステナビリティ情報の正確性に関する課題に直面している現状が挙げられます。

Tantichattanon Natthaphong

パートナー・ESG担当リーダー
KPMG タイ





主なポイント



G250企業の82%が年次報告書でサステナビリティ情報を開示している

年次報告書でサステナビリティ情報を開示する企業が中国と米国で増加したことにより、G250企業での割合は82%と高水準となりました。



年次報告書でのサステナビリティ情報の開示は、日本とタイでその割合が高い

日本とタイは、調査対象企業の全社が年次報告書でサステナビリティ情報を開示しています。これに続くのはマレーシア、台湾、米国で97%となっています。



業種別では自動車が一番高い割合を示す

年次報告書でサステナビリティ情報を開示する割合が最も高い業種は自動車で、その割合は72%となりました。

日本企業への示唆

2023年3月期の有価証券報告書から、サステナビリティ情報の開示が開始され、サステナビリティ情報開示の重要性の認識が高まっています。ただし、これまで開示されている有価証券を確認すると、先進的な企業とそれ以外の企業との間のバラつきがまだまだ大きいように感じています。

そうしたなか、2024年3月に金融庁／金融審議会に「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループ」が設置されました。プライム市場の上場会社においては2027年3月期から段階的にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)による基準に準拠した開示をしたうえで、その翌年度から一部情報について保証業務の実施が必要になることが徐々に明らかになっています。

SSBJによる基準は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による基準との整合性を強く重視して開発されており、SSBJ基準に準拠した開示を正確かつ適時に実施していくことにはさまざまな課題があると考えられます。今回の調査結果においても、今後更なる取組みが必要な領域が明らかになっており、「日本企業にとって比較的苦手な領域」を素通りすることなく、一歩ずつ開示の拡充を進めていくことが重要と考えています。



関口 智和

有限責任 あずさ監査法人
常務執行理事



ガイドラインと 基準



サステナビリティ報告のガイドラインおよび基準として、企業は主に3つの選択肢から自主的に導入を進めています。しかし、そのペースや導入状況は国・地域・法域によって大きく異なります。現状、欧州CSRDによるサステナビリティ情報開示の義務化による著しい影響は考えられないものの、今後は状況が変わる可能性があります。

GRI

現在、グローバルレポーティングイニシアティブ(GRI)の基準が最も広く使用されています。G250企業が導入する割合は77%と大きな変化はなく、2022年比で1ポイントの低下、2017年比で2ポイントの上昇となっています。N100企業では、71%と前回に引き続き割合が上昇し、2022年比で3ポイント、2017年比で8ポイントの上昇となっています。

地域別に見ると、GRIを採用する割合は中東・アフリカにおける64%からアジア太平洋地域の75%の範囲内にあり、報告の枠組としてはすべての地域で最も広く使用されています。国別では、パキスタン(18%)、エストニア(24%)などでGRIを使用する割合が低いものの、GRI以外の基準やガイドラインは、さらに低い割合となっています。

GRI以外の基準やガイドラインがより広く使用されている国もあります。例えば、インドではGRIを採用する割合が27%なのに対し、証券取引所のガイドラインの採用は89%に上ります。また、カナダではGRIを使用する割合が28%なのに対して、SASB基準の採用は73%に上ります。台湾ではGRIが最も広く使用され、サステナビリティ報告を行うすべての企業がGRIを使用しています。これに続くのがシンガポールの97%、日本、スペイン、韓国の94%です。

SASB

今回の調査では、現在はIFRS財団の傘下にある、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)が策定した基準を採用する割合が、G250企業で2022年の49%から56%に上昇しました。G250企業よりも多様な企業が対象となるN100企業でも、2022年の33%から41%に上昇しています。SASB基準を採用する企業では、TCFD提言に沿った開示を行っている場合、ISSB基準に準拠する態勢が概ね整うこととなります。

SASB基準は南北アメリカで67%の企業が採用しており、他の地域の約2倍に相当します。これにはN100企業の70%以上がSASB基準を採用するブラジル、カナダ、チリ、米国が含まれます。南北アメリカ以外では、台湾(96%)、韓国(86%)、アイルランド(65%)の企業が高い割合を示しています。



証券取引所のガイドライン

証券取引所が発行する基準やガイドラインを使用する企業の割合は、GRIやSASB基準と比較すると低いものの、2022年からは大幅に上昇しています。今回の調査では、証券取引所のガイドラインを使用する割合がG250企業で2022年の23%から28%に上昇したのに対し、N100企業は23%から31%とより大きく上昇しています。2017年との比較では、どちらも2倍以上の増加が見られます。

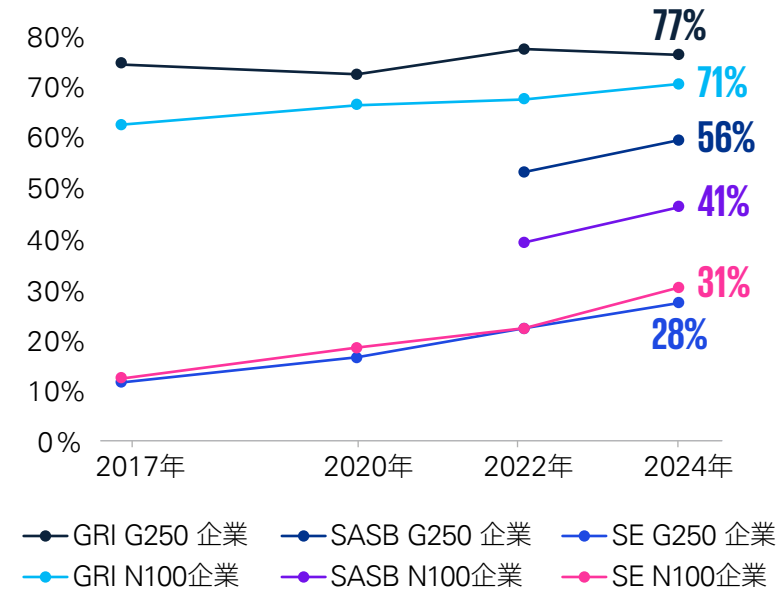
証券取引所がサステナビリティに関する基準やガイドラインを策定している場合、一般にはこれらが最も広く使用されます。こうした基準やガイドラインを使用する企業の割合は、中東・アフリカで62%と高く、アジア太平洋地域の47%がこれに続きます。一方、SASB基準が最も多く使用される南北アメリカと、CSRDの使用が間もなく義務化される欧州では、証券取引所の基準やガイドラインを使用する企業の割合は5分の1を下回ります。

証券取引所の基準またはガイドラインを使用する割合が高いのは、サウジアラビアで100%、中国、インド、マレーシアで99%、シンガポール、南アフリカ、アラブ首長国連邦は80%以上となっています。

その他のフレームワーク

今回の調査では、企業が多様なサステナビリティ報告のフレームワークを使用していることが明らかとなっています。新たに調査したCSRD、EUタクソノミー、ISSB基準、米国SEC、カリフォルニア州の気候関連情報開示規則の加え、他のフレームワークを使用する企業は、G250企業で58%、N100企業で45%にのびります。一般的なのは、前述のGRIやSASB基準ですが、インドでは、調査対象企業の80%が同国のBusiness Responsibility and Sustainability reporting (BRSR)の基準を採用しています。

GRI、SASB、証券取引所ガイドライン(SE)を採用する企業の割合(2017~2024年)

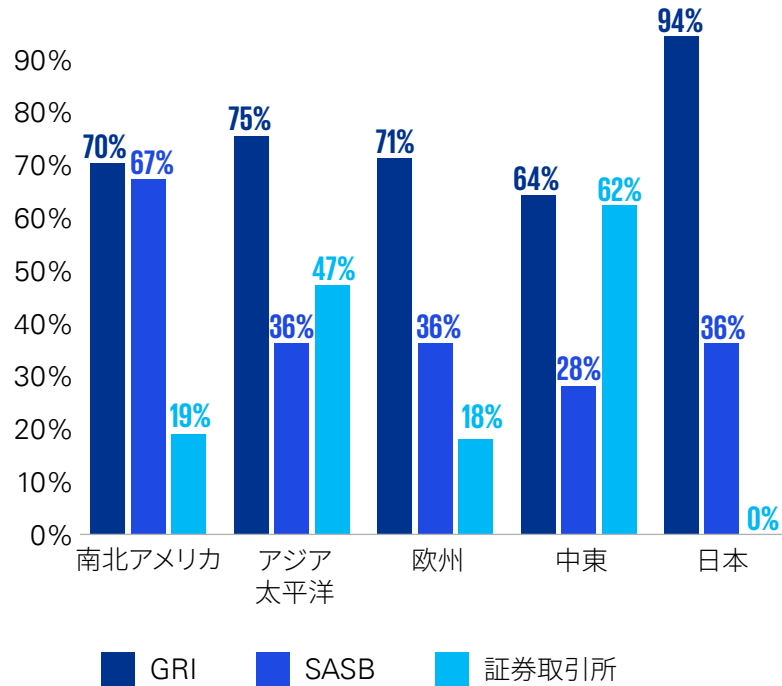


*SASB基準に関するデータは2022年以降のみ

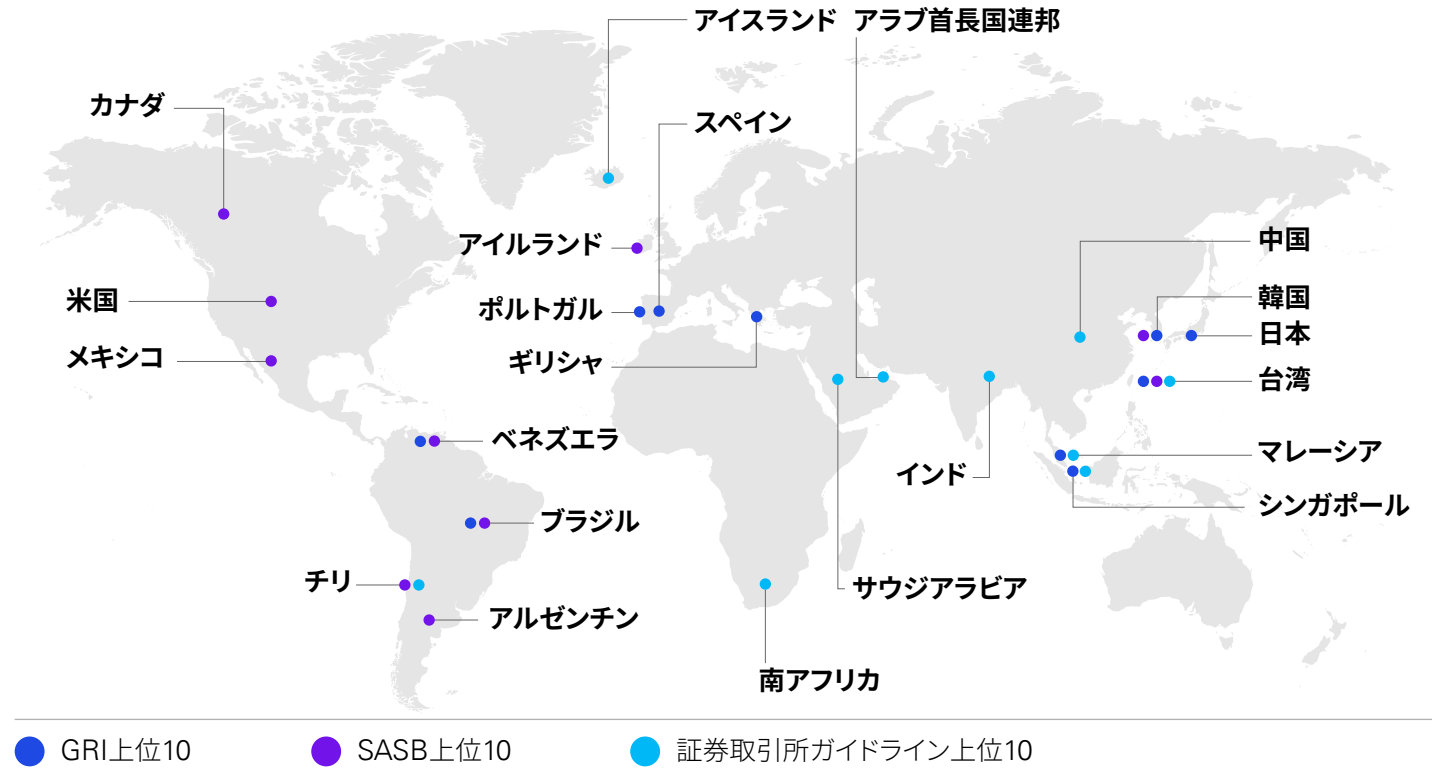
基準：サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社



GRI、SASB、証券取引所ガイドラインを採用する企業の地域別割合 (2024年)



GRI、SASB、証券取引所ガイドラインを採用する割合が高い上位10の国・地域・法域





中東の 視点

サウジアラビアとアラブ首長国連邦の証券取引所は、持続可能な証券取引所(SSE) イニシアチブに参加しています。SSEは、国連が主導する資本市場の持続可能性の向上を目的としたプラットフォームであり、多様なステークホルダーが参加するイニシアチブです。SSEへの参画による成果の1つは、両国の証券取引所が上場企業を対象としたESG報告のガイダンスを公表し、企業による情報開示の導入や改善を促進していることです。アラブ首長国連邦の規制当局が上場企業にESG報告を義務付ける一方、サウジアラビアでは任意となっていますが、他の地域の取引所と同様の規制が導入されることを想定し、サウジアラビア証券取引所のガイドラインを採用する企業が増えています。



中東各国の証券取引所が策定したガイドラインは、今後、上場企業と非上場企業の双方に適用が見込まれる潜在的な規制要件であると認識されています。各企業は、ESG情報に対する投資家の潜在的な期待を反映する

こうした基準に準拠し、国際的な枠組みに沿った指標を取り入れることは、自社のイメージ向上の機会と捉えている可能性があります。



ガイドラインがESG開示の重要性を考慮し、ESGガバナンスの構築に向けたプロセスに着手し、ESGのマテリアリティ評価を企業に奨励している一方で、企業は、開示情報の質ではなく、開示要件への準拠に重きを置いているのも現状です。中東地域の企業には、今後その取組みを進めるにあたり、これまで以上にデータの範囲、品質、管理、保証に注意を払う必要が生じるでしょう。

金融業界においては、UAE中央銀行(CBUAE)がサステナビリティ関連開示原則(プロセス、正確性、対象範囲、関連性、サステナビリティ関連の製品ラベル表示など、企業によるサステナビリティ報告の強化を目的とした自主ガイドライン)を通じて、質の高いESG開示を奨励する取組みを進めています。同業界では、一般にこうしたガイドラインが起点となり、規制要件が確立される傾向にあるため、規制当局は、開示情報の質、網羅性、透明性、明確な開示プロセスの確立に向けた取組みを今後強化していくと想定されます。

今後、アラブ首長国連邦では、気候変動に関する連邦法(2025年5月施行)が公布され、公的機関と民間機関の双方に温室効果ガス排出量の測定と報告、達成期限付きの削減計画の公表が義務付けられることとなります。

これにより、サステナビリティ報告における温室効果ガス指標の採用と報告範囲の拡大が図られ、企業によるデータの収集、検証、監視、報告システムの構築が促されることとなるでしょう。

Fadi Alshihabi

パートナー、中東地域サステナビリティ
ソリューション担当リード
KPMG サウジアラビア



チリの 視点

チリでは、企業は透明性の確立と効果的なESGガバナンスの構築という2つの課題に直面しています。これまで多くの企業が主にGRI基準に基づくサステナビリティ報告書を自主的に公表してきましたが、2021年11月にチリ金融市場委員会(CMF)が、年次報告書に関する新たなスタンダード(NCG 461)を公表し、対象となる企業に、サステナビリティに関するプロセス、取組み、方針の透明性に関する新たな要件を課しました。



NCG 461の適用は資産規模に応じて段階的に進められ、サステナビリティ経営に関する報告を行う企業は着実に増加しています。2024年8月には、CMFがNCG 461に基づく統合年次報告書に関する指示を改善する規則として、2026会計年度からIFRS S1号およびS2号の適用を2027年の報告から義務付けました。

これに加えて、取締役会の男女比率に関する方針の開示も新たな義務として追加されています。



すでに他のフレームワークや基準に基づいてサステナビリティ経営について報告していた企業がNCG 461に準拠するためには、追加の情報を開示する必要が生じます。SASB基準への準拠が義務付けられることとなり、より厳密な要件を伴う新たな報告基準が確立されることとなります⁴。より厳密な基準の適用対象となる企業には、輸出を行う企業、鉱山関連、林業関連の企業など、強固な国際的コネクションを持つ多国籍企業や国内の企業が含まれます。

多くの企業がまだサステナビリティ経営の初期段階にあり、NCG 461への準拠に精一杯であったことから、サステナビリティ情報を初めて開示する企業がさらに大きな課題に直面したことは明らかです。金融セクターも、NCG 461ではより多くの情報の開示が求められるため、これまでにない大きな課題に直面しています。

その他、多くの企業がESGの課題について役割を担うリーダーを定めているものの、サステナビリティに関連した取組みの開示は不十分であり、国際的なベストプラクティスとのさらなる整合性が必要となっています。

Karin Eggers

サステナビリティ・気候変動・人権担当
マネージング・ディレクター
KPMGチリ



主なポイント



引き続きGRIが最も広く採用されている

GRIは、引き続きG250企業の多くで採用され、N100企業でも増加が見られ、すべての地域で最も広く採用されている報告基準となっています。



SASB基準の採用も増加

SASB基準は、特に米国で広く採用され、調査対象の3分の2が使用しています。



地域によっては証券取引所のガイドラインが広く使用される

各地の証券取引所が策定するガイドラインが、中東、アフリカ、アジア太平洋など、一部の国・地域・法域で広く使用されています。





保証



欧州CSRDに基づく報告を行う企業には、第三者保証の取得が義務付けられます。今後、数年間にわたり欧州および他の地域で、第三者保証を取得する企業の割合が増加すると想定されます。この割合はすでに増加傾向にあり、サステナビリティ報告を行うG250企業の69%、N100企業の54%がサステナビリティ情報に関する第三者保証を取得する企業に上っています。

KPMGが2005年に初めてサステナビリティ情報に対する保証を取得する企業数を調査した際は、G250企業で30%、N100企業で33%にとどまっていた。

サステナビリティ情報に対する保証を取得する企業の割合は欧州で最も高く、調査対象の59%が何らかの保証を取得しており、その割合は2022年の53%から上昇しています。これに僅差で続くのがアジア太平洋地域で55%、南北アメリカが53%でした。一方、中東・アフリカでは保証を取得する企業の割合が全般に低く、今回の調査では34%にとどまりました。

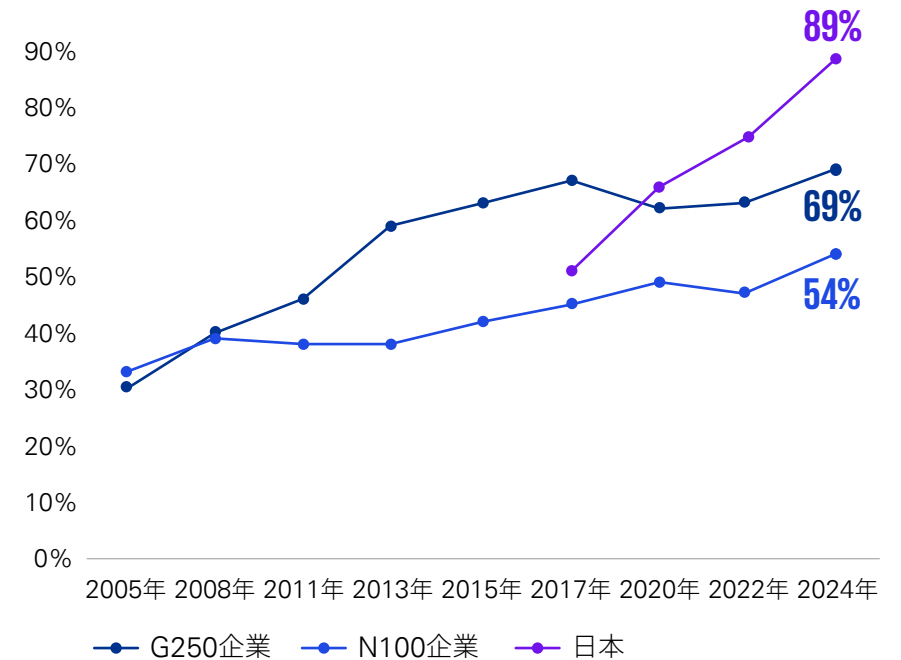
イタリア、日本、オランダ、韓国、台湾では、80%以上の企業が第三者保証を取得しており、台湾ではその割合が99%に上ります。コスタリカ、キプロス、ギリシャ、アイルランド、オランダ、韓国、米国では、2022年から20ポイント以上の上昇が見られました。

保証を取得する企業の割合が20%を下回ったのはエストニア、マルタ、パキスタン、サウジアラビアで、アラブ首長国連邦では8%にすぎませんでした。保証を取得する企業の割合が2022年から低下した国は、アンゴラ、オーストリア、チリ、コロンビア、エストニア、ルクセンブルク、ナイジェリア、サウジアラビア、スペイン、タイ（2022年の61%から44%に急減）、アラブ首長国連邦の11カ国でした。

業種別に見ると、サステナビリティ情報について保証を取得する割合は、最も高い自動車が70%、最も低い運輸・観光が47%でした。

第三者保証を取得している企業のうち、財務諸表監査と同じ組織にサステナビリティ情報の保証を依頼した割合は、G250企業で48%、N100企業で54%となりました。

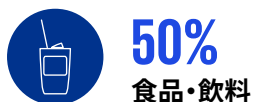
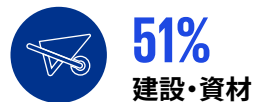
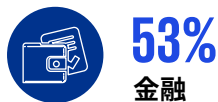
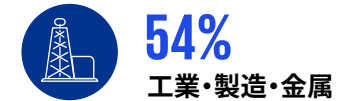
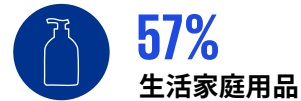
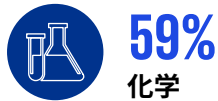
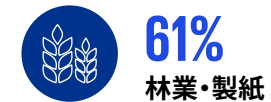
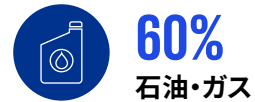
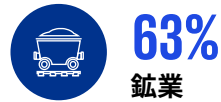
サステナビリティ情報に対する保証報告書を公表している企業の割合(2005~2024年)



基準: サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社



サステナビリティ情報に対する保証報告書を公表している企業の業種別の割合



● 全体に占める割合

基準: サステナビリティ報告の第三差保証を取得するN100企業2,489社



サステナビリティ保証リーダーの見解

2022年の時点で、サステナビリティ報告は自発的なものであり、報告要件も限定的でした。しかし、この2年間で規制要件が強化され、この状況は大きな変貌を遂げています。

2025年からは、数百社に及ぶ企業による企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づく報告が始まり。CSRDの影響を受ける企業は、今後数年間で数千社から最終的には数万社にまで拡大します。さらに、EU域外でも、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による基準などを導入する、または導入を進める国が増加しています。

注目すべきは、報告義務が存在しない地域でも、多くの企業が今後の義務化を見越して、サステナビリティ報告に事前に対応していることです。

ISSB基準は保証を義務としてはいませんが、CSRDでは、サステナビリティ情報に関する第三者保証の取得が義務付けられます。保証要件は、段階的アプローチに従って導入され、大半の企業が当初は限定的保証の対象となります。

取得する保証のレベルに関わらず、企業には規制当局やステークホルダーに正確な情報を提供する義務があります。第三者保証が取得されることで、投資家やその他の利用者は、より信頼度の高い情報に基づく意思決定ができるようになります。

これに加えて、サステナビリティ報告全体の透明性と信頼性も向上することになるでしょう。



Mike Shannon

ESG情報保証担当グローバルヘッド
KPMG インターナショナル

日本企業への示唆

今回の調査対象となった日本企業の89%が、すでに任意で保証を受けていることがわかりました。保証業務では、企業が作成したサステナビリティ情報(主題情報)が適合する規準に従って作成されているかどうかについて、保証業務実施者が証拠を入手し、結論を報告します。これまで、サステナビリティレポート等で開示される主題情報は、多くの場合、個々の企業が独自に設定した規準に従って作成されていたので、例えば、GHG排出量の算定対象の組織や活動が必ずしも網羅的でない場合でも、企業が算定対象の組織や活動を注記していれば、保証業務上は許容されることがありました。しかし、サステナビリティ情報の開示や保証が制度に基づいて要求されるようになった場合、原則として開示基準における要求事項が規準となり、規準からの著しい逸脱は、たとえ注記でその旨が説明されていたとしても、保証業務において許容することは難しくなってきます。

したがって、今後、企業には、制度に基づく開示基準の要求事項とのギャップをできるだけ早期に特定し、ギャップを埋めるための対応に着手することが推奨されます。



斎藤 和彦

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
代表取締役 パートナー



マテリアリティ



KPMGは、2022年にサステナビリティ報告におけるマテリアリティ評価の実施状況の調査を開始しました。今回は、マテリアリティ評価のうち対象が広く、欧州CSRDでもそのコンセプトが採用されている「ダブルマテリアリティ評価」についても調査しています。

今回の調査では、企業がマテリアリティ評価を実施する場合を想定し、次の3つに分類しました。

- インパクトマテリアリティ：企業の事業活動による社会や環境への影響を評価
- 財務マテリアリティ：サステナビリティのさまざまな側面が、企業の財務実績やキャッシュフローに及ぼす影響を評価
- ダブルマテリアリティ：財務的影響と環境や社会への影響の両方を評価

2024年の調査では、G250企業の78%、N100企業の79%がマテリアリティ評価を実施していました。2022年と比べて、G250企業は1ポイント、N100企業は8ポイント上昇しました。ダブルマテリアリティ評価を実施した割合は、G250企業の50%に対し、N100企業は42%でした。

地域別にみると、マテリアリティ評価が実施された割合は、アジア太平洋地域が85%と高く、2022年の67%から上昇しました。また、中東でも78%と、2022年の52%から上昇しました。

ダブルマテリアリティ評価を実施した割合を地域別に見ると、中東が最も高く47%でした。欧州は45%でしたが、CSRDがダブルマテリアリティ評価を採用しているため、この数年間で上昇することが考えられます。

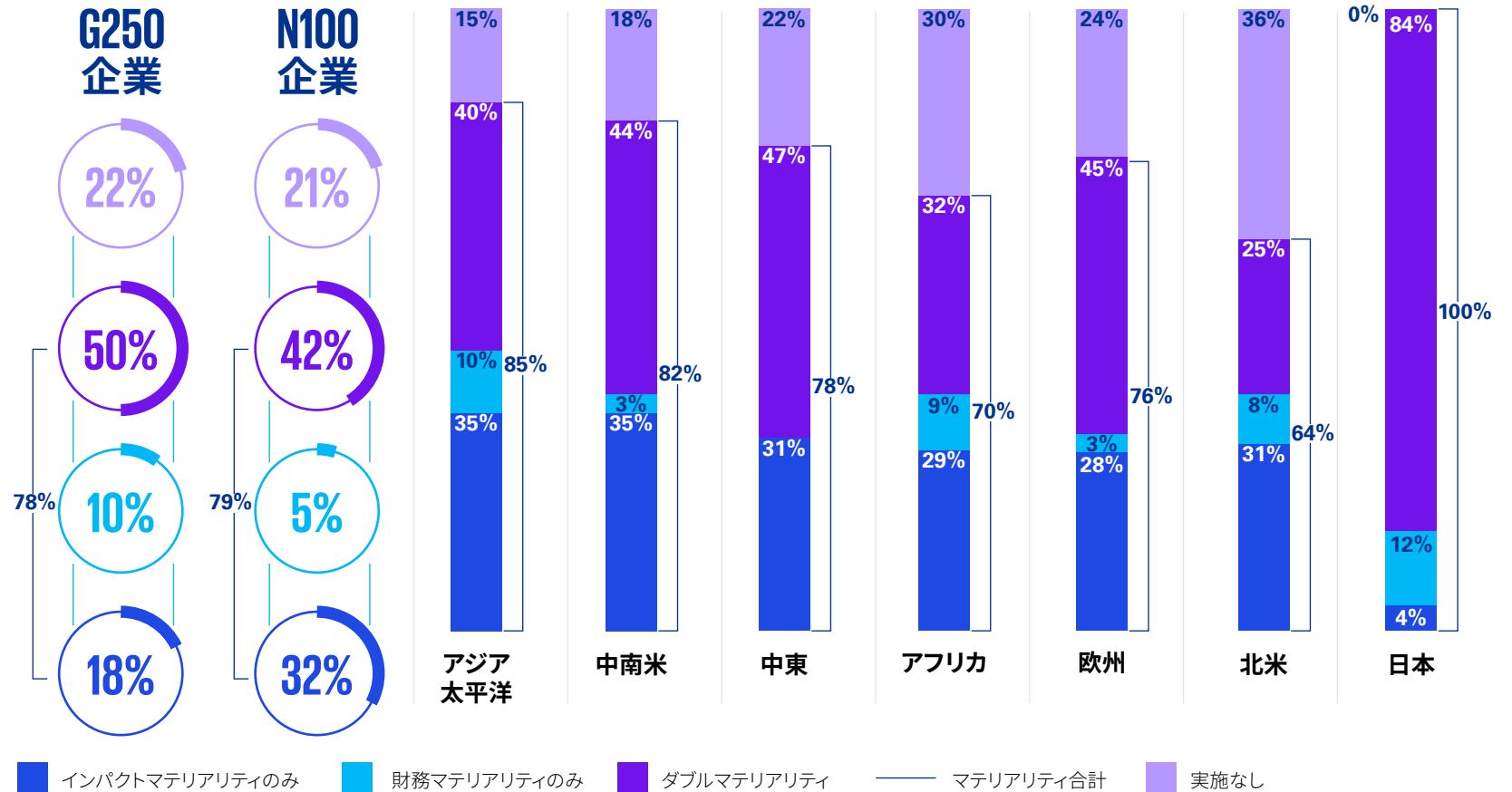
ダブルマテリアリティ評価の実施割合が最も少ないのは北米で、64%を占めるマテリアリティ評価を実施する企業のうちの25%にとどまっています。

国別に見ると、マテリアリティ評価を実施する企業は、エストニア、アイスランド、マルタ、ナイジェリア、パキスタン(30%と最下位)、米国で50%を下回る一方、日本、マレーシア、台湾では調査対象の全社が実施しています。また、調査対象のうち、ダブルマテリアリティ評価を実施する割合がオーストラリア、キプロス、ナイジェリア、ベトナムで10%を下回るのに対して、韓国(91%)と日本(84%)では最も高い割合を記録しています。



業種別では、割合が最も高いのは生活家庭用品の86%で、自動車、林業・製紙、鉱業(いずれも84%)、化学(82%)が続きます。ダブルマテリアリティ評価を実施する割合が高いのは、自動車(57%)、化学(54%)、林業・製紙(52%)となっています。ヘルスケアではマテリアリティ評価を行った割合が62%、ダブルマテリアリティ評価を行った割合が31%と、最も低い業種となっています。

マテリアリティ評価を実施する企業の地域別割合



基準:サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社



KPMG 米国のサステナビリティ担当リーダーの視点

今回の調査で、N100企業の全社がサステナビリティ報告を行っていた7カ国の1つが米国です。米国では、調査対象100社のうち99社がサステナビリティの実績について独自の報告書を作成し、公表しています。

こうした報告はいずれも直接的または間接的に、米国SECの気候関連情報開示規則、州および地方の気候関連開示法、欧州CSRD、ISSB基準を含む少なくとも1つのサステナビリティ報告規則に準拠して作成されています。2024年4月、SECが気候関連情報開示規則の施行を一時保留しました。その結果、2025年から報告義務が生じるCSRDへの準拠に大半の米国企業が注力を注いでいるのが現状です。

米国企業のほぼ半数にあたる48%がマテリアリティ評価の実施について報告し、その大半は自社の事業活動が社会や環境に及ぼす影響について評価するインパクトマテリアリティ評価を行っていました。注目すべきは、ダブルマテリアリティ評価を実施した割合が11%にとどまっている点です。相当数の米国企業がCSRDにもとづく報告を全社規模で自主的に選択するなか、CSRDがダブルマテリアリティ評価を要件としているため、この割合は今後大幅に上昇すると考えられます。

サステナビリティ報告の義務化の動きが強まり、多国籍企業にとっては相互運用性に関する重大な課題が生じています。この課題に対しては、あらゆる規則を充足する単一のサステナビリティ報告のプログラムの構築が必要となるでしょう。サステナビリティをめぐるマテリアルな課題の特定が起点となり、戦略的な行動が促され、報告要件が定義されていくでしょう。



Maura Hodge

米国サステナビリティ担当リーダー
KPMG 米国



主なポイント



4分の3以上の企業がマテリアリティ評価の結果を開示

今回の調査対象となったG250企業の78%とN100企業の79%がマテリアリティ評価結果を開示し、この割合が最も高いのはアジア太平洋地域の企業でした。



G250企業の半数がダブルマテリアリティ評価を行っている

企業の事業活動が社会や環境に与える影響と、サステナビリティに関連するリスクや機会の財務的影響の両方を対象とするダブルマテリアリティ評価が、G250企業の50%、N100企業の42%で実施されています。



業種別では、生活家庭用品においてマテリアリティ評価が行われた割合が最も高い

マテリアリティ評価を実施する割合が最も高い業種は生活家庭用品で、自動車、林業・製紙、鉱業がこれに続きます。

日本企業への示唆

今回の調査から分かるように、マテリアリティ評価を行う企業の割合は増加傾向にあります。日本では調査対象の全企業がマテリアリティ評価を実施しており、なかでもダブルマテリアリティの考え方を採用する企業の割合は80%を超えています。

しかし、多くの日本企業は経営戦略とサステナビリティの統合・連動に課題を抱えています。近年、10～15年先の長期ビジョンを描いたうえで“経営の重要課題”を特定し、バックキャストで中期経営計画を策定・実行する手法が多く見られます。これらの検討は主に経営層や経営企画部門が担っています。

一方で“サステナビリティ課題”を対象としたマテリアリティ評価は、サステナビリティ部門が主体となり、さらに長期の時間軸で検討しています。また、企業の価値創造やCSRの文脈で特定していた数年前から状況が変化し、近年は制度開示対応の色合いが強くなっています。

経営戦略とサステナビリティの間には取組みの「目的・対象」「時間軸」「検討主体」の3つの側面で違いがあり、結果として両者が泣き別れるという事象が発生しています。上記の違いを認識したうえで、いかに両者の統合・連動を図りつつ戦略の遂行と制度開示の両立を図っていくかが問われています。



大元 淳

有限責任 あずさ監査法人
ディレクター



炭素削減目標



世界の大手企業の大半が炭素削減目標を設定しています。削減目標を公表するG250企業の割合は95%と、2022年の80%から上昇しました。G250企業から実質的に2年遅れになるとはいえ、N100企業が目標を設定する割合も80%となり、2017年の50%、2022年の71%から増加しました。

中東・アフリカでの割合は64%にとどまりますが、アジア太平洋地域での急増を筆頭に、高い割合で目標の設定が進んでいます。日本については、2022年の90%からさらに上昇し、100%となりました。また、中国についても、2022年の38%から55ポイントと大きく上昇し、93%となっています。

業種別にみると、炭素削減目標を公表する傾向が最も高いのは自動車で91%でした。これには、化石燃料から電気駆動エンジンへの移行による排出量の削減を求める政府からのプレッシャーが背景と考えられます。これに続くのが鉱業で、調査対象企業の87%が炭素削減目標を公表しています。割合が最も低いのはヘルスケア(70%)で、金融(74%)がこれに続きます。

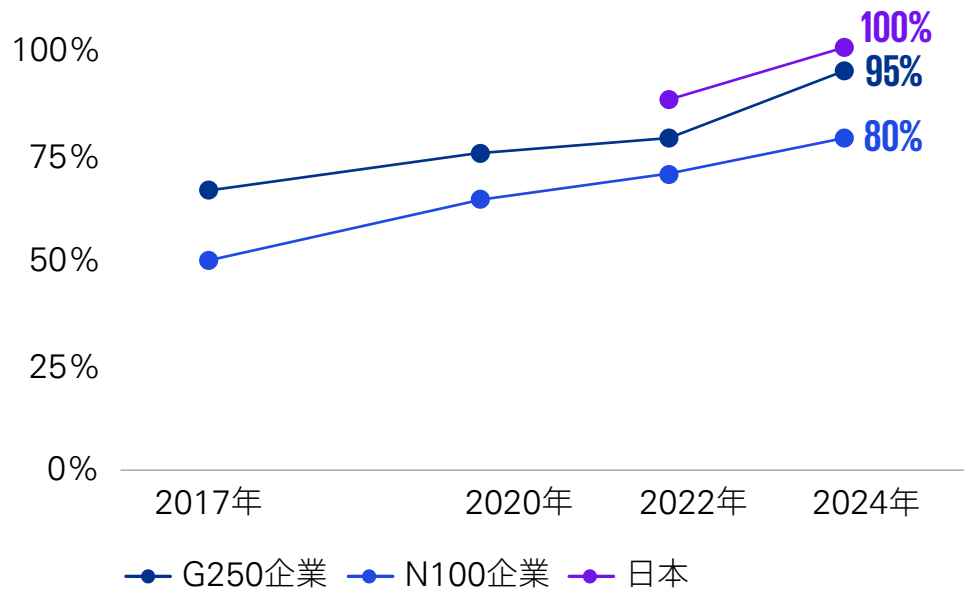
炭素削減目標を外部の気候目標、なかでも世界の気温上昇を産業革命前の水準から2°C未満に抑制することを目指すパリ協定の目標と関連付ける傾向が高まっており、この目標を採用する割合はN100企業で60%と、2017年の23%、2022年の54%と上昇しています。

ほかにも、N100企業の11%が自国の目標と関連付けており、4%が地域の目標と関連付けています。いずれの割合も2022年からわずかに減少しています。N100企業の61%が実質的な排出量削減のみに言及している一方、残りの大部分の企業は炭素クレジットの利用についても言及しています。これらの割合は2022年からほとんど変化はありません。

N100企業の40%が科学的根拠に基づく削減目標を採用しており、2022年の32%から増加しています。さらに11%が今後採用を予定しており、この割合は2022年と同じです。これらの目標は、科学的根拠に基づく削減目標イニシアチブ(SBTi)にコミットしたものとなっています⁵。

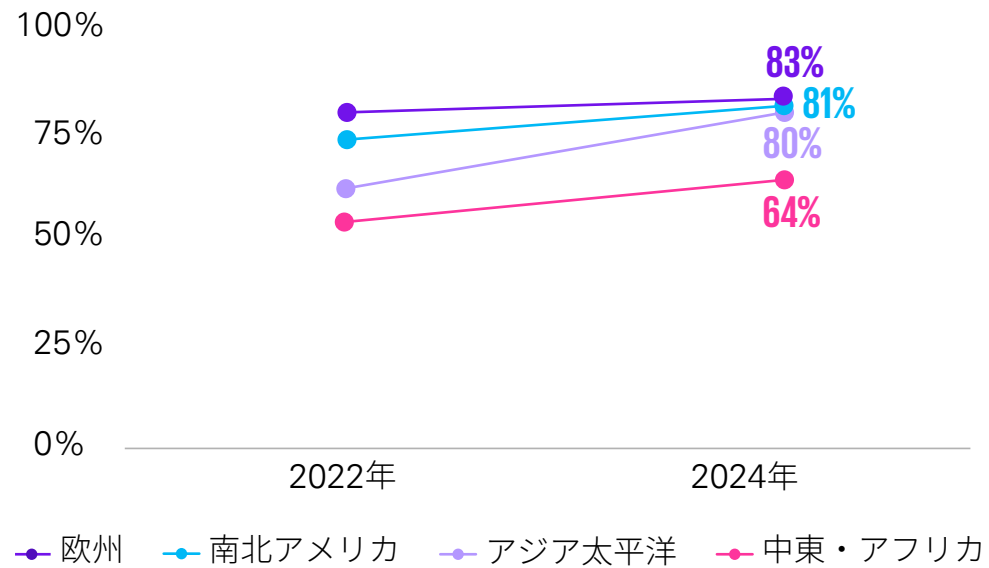


炭素削減目標を設定する企業の割合 (2017～2024年)



基準：サステナビリティ報告を行うN100企業4,581社

炭素削減目標を設定する企業の地域別の割合 (2022～2024年)



基準：サステナビリティ報告を行うN100企業4,581社



炭素削減目標を設定する企業の割合が上位の国・地域・法域(2022~2024年)

100%

日本 ↑10ポイント

97%

フィンランド ↑30ポイント

96%

ドイツ ↑36ポイント

95%

マレーシア ↑92ポイント
ノルウェー ↑26ポイント

94%

米国 ↑38ポイント

93%

カナダ ↑16ポイント
中国 ↑55ポイント
アイルランド ↑29ポイント

92%

ベルギー ↑30ポイント
スペイン ↓1ポイント
スウェーデン ↑18ポイント
台湾 ↑8ポイント

91%

ハンガリー ↑29ポイント
ポルトガル ↑18ポイント
スイス ↑33ポイント

90%

ギリシャ ↑15ポイント
タイ ↑27ポイント
英国 ↓5ポイント

基準:サステナビリティ報告を行うN100企業4,581社



KPMGの気候変動・脱炭素担当グローバルリーダーの視点

あらゆる法域や多様な業種で、炭素削減目標を公表する企業が増えていることは望ましいことです。しかし、いま企業が直面する真の課題は目標設定にとどまらず、その達成に必要な行動を実践することにほかなりません。これは決して容易ではなく、近年取締役会における大きな課題であり、目標の達成に向けた取組みが後退する企業が現れるなど、残念な結果も見られます。

気候移行計画を策定する企業はますます増加し、なかには、規制当局や投資家の要求に応え、ネットゼロ目標の具体的な達成方法を明らかにしている企業もあります。

移行計画では、その実行に要する資金をいかに調達するのかという課題も取り扱う必要があります。エネルギー転換と資産効率の向上への投資といった脱炭素化に要するコスト、特に排出削減が困難なHard-to-abateセクターとも呼ばれる業種における具体的な技術的ソリューションの創出、人材、ガバナンス、システム変更に要する組織的取組みなど、数多くの根本的な課題が浮き彫りとなり始めています。

しかし、こうしたさまざまな課題が生じる混乱のなかにおいても、耳を傾けるべき1つの明確なメッセージがあります。それは、脱炭素化やより広範なサステナビリティ戦略の追求が、きわめて現実的な価値につながっていくというメッセージです。

炭素税などのデメリットを回避し、製品やサービスのグリーン化を通じて市場シェアを拡大するなどのメリットを実現していくことで価値が創出されます。こうして創出する価値を、脱炭素化戦略の全体的なコストと影響を考慮するうえで適切に評価すべきであるというのが、私たちから企業への明確なメッセージです。



Mike Hayes

気候変動・脱炭素化担当リード、
再生エネルギー担当グローバルヘッド
KPMGインターナショナル



主なポイント



ほぼすべての G250 企業が CO₂ 削減目標を掲げる

炭素削減目標を公表する企業の割合は、G250 企業で 95%、N100 企業で 80% と、きわめて高い割合となっています。



国別では日本が最も高く、中国がこれに続く

日本では調査対象の 100% が炭素削減目標を公表しています。これに続くのが中国で、その割合は 93% と、2022 年の 38% から大きく上昇しています。



パリ協定の目標と関連付けた目標を掲げる企業が大半となっている

今回の調査では、60% の企業が、自社の削減目標を世界の気温上昇を産業革命前の水準から 2°C 未満に抑制することを目指すパリ協定の目標に関連付けています。

日本企業への示唆

従前から国内のエネルギー使用量、GHG 排出量の算定と報告、削減努力に関する法規制に対応してきた日本企業にとって、炭素削減目標を設定する企業の割合が 100% になったことは、大きなサプライズではありません。他の国、地域、法域と比較すると、気候変動対応における日本企業の先進性の 1 つであるともいえます。

炭素削減目標の達成に向けて、多くの日本企業が再生可能エネルギーの導入によるスコープ 2 排出量の削減に取り組んでいます。この流れは今後も拡大し、大幅な削減を果たす企業はさらに増えると考えられます。そのような企業は、いわゆる Hard-to-abate セクター（排出削減が困難な業種）と同様に、残ったスコープ 1 排出量の削減が次の大きな課題になります。この課題に対応するためには、生産で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ転換するなど、生産プロセスの大幅な変更や大規模な設備投資、場合によっては事業ポートフォリオの組み換えを伴うような気候移行計画が必要になります。この計画は財務もしくはビジネスそのものに影響するため、取締役会による意思決定が必要になります。日本企業がこのような気候移行計画の作成と実行に取り組むことが、投資家を含むステークホルダーの期待に応えると同時に、自社の持続可能な成長のために必要であると考えます。



家弓 新之助

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
パートナー



生物多様性



G250企業のうち、生物多様性と自然の喪失を事業リスクとして報告する企業の割合は56%となり、2020年の28%から倍増しています。より広範な企業を対象とするN100企業では49%と、2020年の23%から倍以上に増加しています。

2022年の調査時点では、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の設立とCSRDの施行に伴い、生物多様性に関する報告を行う企業の増加が見込まれていました。明らかな上昇は見られたものの、2022年から2024年の上昇率は、2020年から2022年の上昇率を下回りました。

中南米の調査対象企業では、上昇がほとんど見られなかった一方、中東・アフリカでは56%となり、2022年の35%から着実な上昇が見られ、生物多様性に関する報告を行う企業の割合が最も高い地域となりました。

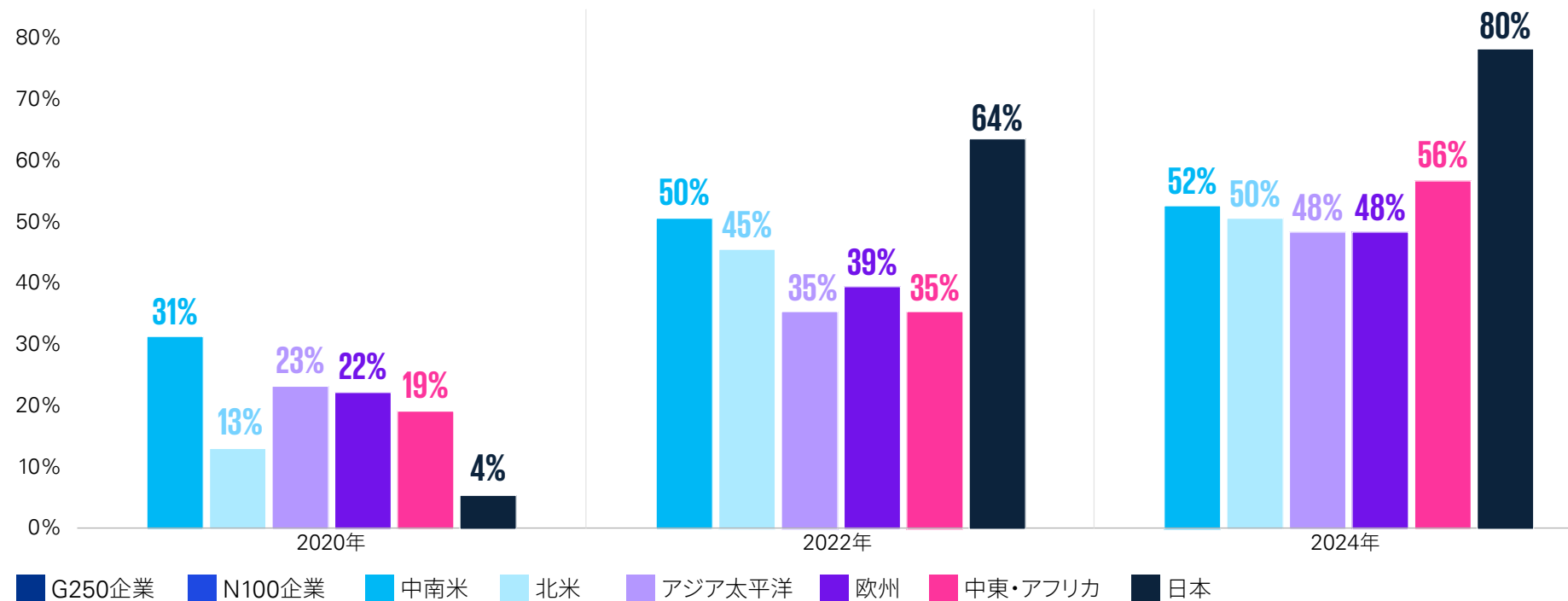
生物多様性と自然の損失を 事業リスクとして報告する G250企業の割合が倍増

国別に見ると、生物多様性に関する報告を行う企業の割合が高いのは、オランダ(83%)、日本(80%)、ブラジル(76%)でした。その割合が低いのはエストニア、イタリア、ベトナムで、5分の1を下回りました。

業種別にみると、操業地域の環境に直接的かつ重大な影響を及ぼす恐れがある業種で、生物多様性に関する報告を行う傾向が高く、鉱業(68%)、石油・ガス(62%)、林業・製紙(55%)が該当します。一方、その傾向が低い業種はヘルスケア(36%)、運輸・観光(37%)となっています。



生物多様性に関する報告を行う企業の地域別の割合 (2020~2024年)



基準: サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社



KPMGの自然・生物多様性担当グローバルリーダーの視点

企業の経済的成功にきわめて重要な問題として、自然と生物多様性に対する認識が急速に高まっています。2022年のCOP15で「昆明—モントリオール生物多様性世界枠組み」が採択され、COP16に参加する企業数がCOP15から倍増したことを受け、生物多様性はいま、取締役会レベルの議題となっています。

業種によっては、組織として自然や生物多様性への影響と依存度を評価することは目新しいことではありません。これは、鉱業、林業・製紙、石油・ガスといった業種における報告の割合の高さに表れています。ただ、ほとんどの業界にとって、生物多様性は複雑かつ新たな課題であり、その全体像は十分に把握されているわけではありません。この複雑さの要因には、自然と生物の多様性が場所によって異なり、多面的であることが挙げられます。

TNFDによる任意の枠組みの提供や、CSRDによる報告の義務化に起因して、多くの組織が自然への依存や影響、自然に関するリスクや機会を把握するための一歩を踏み出しつつあります。

企業が活動を行ううえで、それが直接的な事業活動でも、広範なバリューチェーンを通じたものであっても、自然や生態系サービスにまったく依存しない企業はありません。自然に関するインサイトを得るには、バリューチェーンの透明性を確保することが不可欠です。しかし、バリューチェーンが複雑な組織にとって、これは容易なことではありません。

大半の企業が自社の事業活動に焦点をあてた自然関連の報告への取り組みの端緒についたばかりであるのに対して、先行する企業はバリューチェーン全体の影響に関して報告を行うとともに、自然への影響と依存度を管理・測定し、取り組みの進捗状況を開示するための科学的根拠に基づく目標を設定し始めています。企業による気候移行計画の策定が進めば、移行において自然や生物多様性が果たす重要な役割への認識は高まります。

少しずつではありますが、ビジネス戦略に自然を盛り込まれることが珍しくない状況が生まれつつあることは喜ばしいことです。例えば、適切に機能する生態系に大きく依存する国のうち、自然の価値を取り入れて活用するための多様で革新的な手法を模索する代表的な国の1つにブラジルがあります。

2025年にブラジルのベレンで開催される第30回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP30)に向け、気候変動と自然・生物多様性という2つの課題に対する企業の取り組みが、それぞれ個別の課題としてではなく、より包括的に対処するアプローチへと大きく方向転換がされるものと考えています。



Sarah Nelson

自然・生物多様性担当グローバルリード
KPMGインターナショナル



主なポイント



生物多様性と自然の喪失に関する報告は急増

生物多様性と自然の喪失に関する報告を行う割合は、2024年はG250企業で56%と2020年の28%から上昇し、N100企業でも49%となり、2020年の23%から上昇しています。



国別では、オランダが最も多く生物多様性と自然の喪失について報告

生物多様性に関する報告を行う企業の割合が高い国は、オランダ(83%)、日本(80%)、ブラジル(76%)となっている一方、エストニア、イタリア、ベトナムでは、その割合が5分の1を下回ります。



業種別では、鉱業、石油・ガスが高い割合を占める

操業地域の環境に直接的かつ重大な影響を及ぼす恐れがある鉱業(68%)および石油・ガス(62%)で、生物多様性に関する報告を行う割合が高くなっています。

日本企業への示唆

今回の調査では「N100日本企業の80%が生物多様性開示を行った」という結果を得ました。先進企業の初回開示は一巡しつつあるといえますが、一方で、企業担当者からは①サプライチェーンの透明性②将来情報の不足③財務インパクト定量化の難しさなどから開示・取組みは不十分だという自己評価が聞かれます。

これらの背後には、「わからないから決定や開示ができない」という問題があります。しかし、自然と共生していくためには、「わからなさ」を抱えながら前進することが必要です。自然の生態系は複雑であり、対応が遅れて1つの要素が欠けるだけで、非可逆的な崩壊に波及しうる怖さがあります。

企業が前進するための有用なツールとして、2024年10月にTNFDは「自然移行計画」のガイダンス案を公表しました。企業は自社固有のネイチャーポジティブへの移行を定義し実行することが期待されます。自社の自然観をブランドに反映する、先端技術を活用して環境保全に貢献するなど、企業の数だけ移行のかたちがあります。自然・生物多様性は、いち早く動いた企業が業界標準になれる領域です。LEAP分析による現状把握を終えた後、企業が将来に向けてどのような動きを見せるのか注目します。



伊藤 杏奈

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
自然・生物多様性タスクフォース リーダー



持続可能な 開発目標



持続可能な開発目標(SDGs)が採択されたのは2015年の国連持続可能な開発サミットでのことです。SDGsの17の目標は、企業のサステナビリティ報告において広く使用されており、KPMGではSDGsの採択後、2017年からその動向を調査してきました。当初はサステナビリティ報告でSDGsを取り上げる企業が急増したものの、今回の調査では、G250企業で2022年と変わらず74%、N100企業で4ポイント上昇の75%と大きな変化は見られませんでした。

地域別では、アジア太平洋地域での割合が76%と、2022年の65%から上昇しています。

国別で割合が最も高いのは日本の99%で、これに続くのがタイ(94%)、スペイン、ブラジル、ギリシャ、トルコ(91%)となっています。一方、エストニア、マルタ、パキスタン、ベトナムでは半数を下回りました。

業種間の大きな差はみられず、テクノロジー・メディア・通信の83%から、ヘルスケアの71%の範囲におさまっています。

前回までと同様に、今回の調査からも、大半の企業がサステナビリティ報告でSDGsに関する情報を開示していることが明らかとなっています。

バランスのとれたアプローチと目標

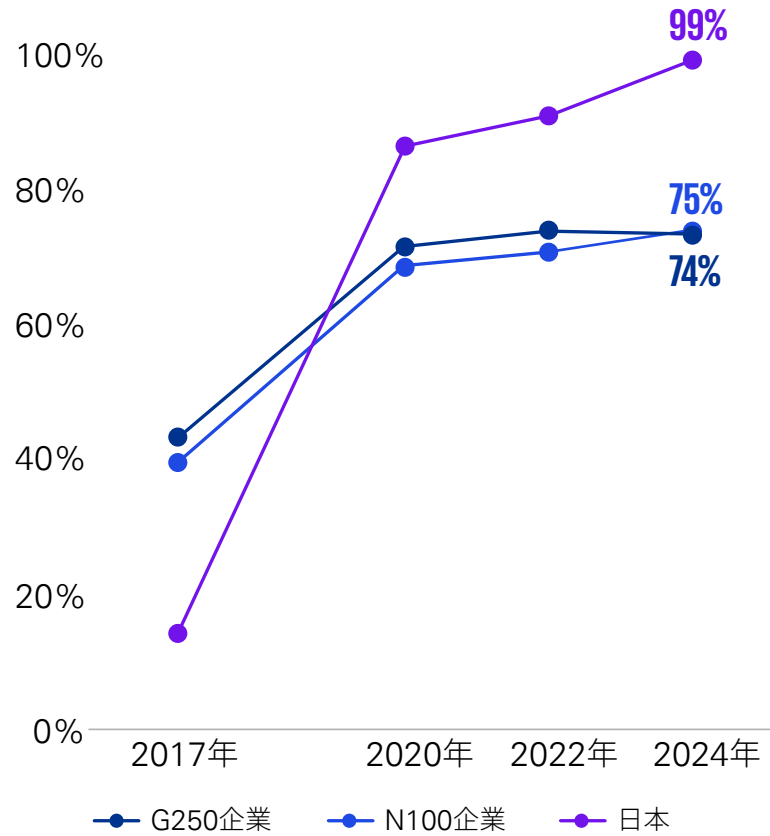
事業活動がSDGsに及ぼすプラスとマイナスの影響がともに開示されていることが、SDGsに関する情報開示におけるバランスのとれたアプローチといえます。こうしたアプローチを試みる企業は増加傾向にあるものの、プラスの影響のみを開示する企業が多い状況に変化はありません。

バランスのとれた情報開示を行う企業の割合は、N100企業で2022年の10%から12%へ、G250企業で6%から8%へと微増するにとどまっています。企業の戦略の推進ではなく、主にマーケティングを目的としてSDGsに基づく目標に取り組む企業が少なくないことがうかがえます。



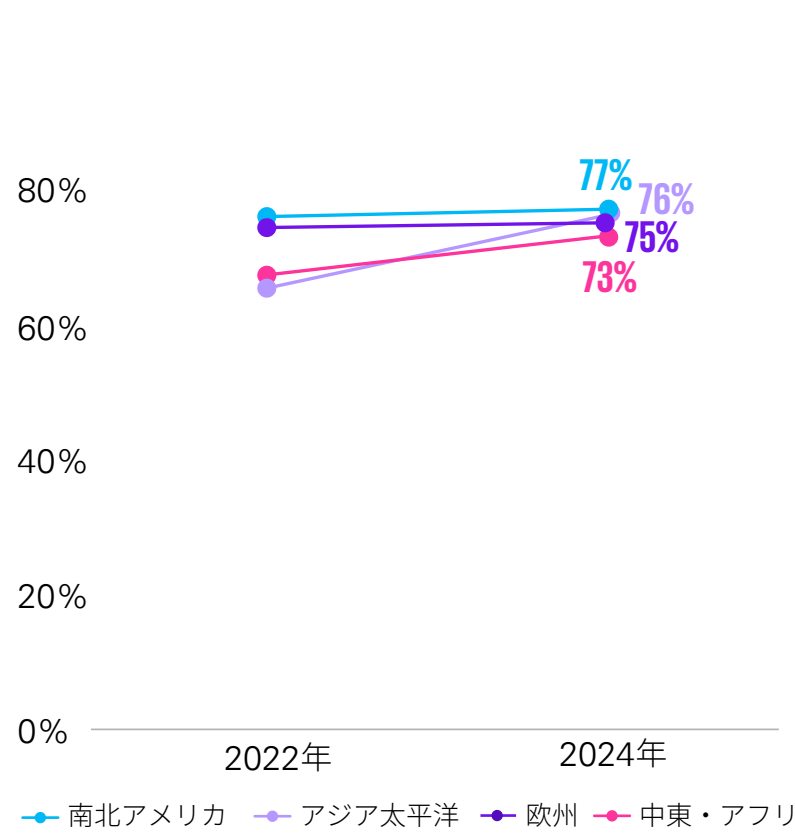
SDGsに関する目標を設定することは、比較的多く行われてきましたが、今回の調査からは、それが後退していることがうかがえます。目標とともにSDGsに関する情報を開示するG250企業の割合は49%と、2022年の51%から低下しています。また、N100企業でも45%から44%に低下しています。地域別に見ると、SDGsに関する目標を公表している企業の割合は、アジア太平洋地域で37%から29%、中東・アフリカでは59%から37%に低下した一方で、南北アメリカと欧州ではわずかに上昇しました。SDGsに関する情報開示への強い関心がうかがえるのはギリシャ、アイルランド、パキスタン、スペイン、米国で、企業の80%以上がSDGsに基づく具体的な目標を設定しています。

世界的に見たSDGsに関する情報開示を行う企業の割合（2017～2024年）



基準：サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社

地域別に見たSDGsに関する情報開示を行う企業の割合（2022～2024年）



基準：サステナビリティ報告を行うG250企業239社およびN100企業4,581社



国際金融公社 (IFC) による 見解

サステナビリティへの取組みとその報告を行う企業が世界的に増えている状況は心強い限りですが、目標達成への道のりはまだ長いものです。国連の「SDGs 報告2024」によれば、SDGsの17の目標のうち、2030年までに達成が見込まれるのは17%にすぎません。これまでに明らかになったことは、デジタル包摂にせよ、金融包摂にせよ、また、ジェンダー平等や気候変動対応にせよ、サステナビリティの成果を得るために民間部門の力は不可欠だということです。私たちは、もはや環境、社会、ガバナンスが分断されたサイロの中で事業を展開することはできません。私たちにとって、人々とこの地球を支えるソリューションを開発することが何よりも重要でしょう。



Henriette Kolb

グローバルマネジャー、
持続可能なインフラストラクチャー
アドバイザリー担当
世界銀行グループ 国際金融公社



主なポイント



SDGsの目標を掲げる割合に大きな変化はなし

調査を開始した当初は、サステナビリティ報告においてSDGsを取り上げる企業が急増したものの、2024年は、G250企業で74%、N100企業で75%と、前回から大きな変化はみられませんでした。



SDGsに関する情報開示は、日本とタイの企業において高い割合で行われている

SDGsに関する情報を開示する割合が高いのは日本とタイで、それぞれ99%、94%となっています。



SDGsに関するバランスのとれた情報開示はきわめて少ない状況となっている

プラスとマイナスの影響を開示するバランスのとれたアプローチを採用する企業はわずかに増加しているものの、G250企業では8%、N100企業では12%とまだ低調となっています。



TCFDと IFRS S2



TCFDとIFRS S2

2015年に金融安定理事会(FSB)によって設置された気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、企業による気候関連リスクと機会の開示の強化を目的としたフレームワークの策定に取り組みました。TCFDは、2023年での活動を終了し、FSBは国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によるIFRS S2号(下記参照)が、TCFD提言の集大成であると述べました⁶。

企業によるTCFDフレームワークの導入が拡大し、2022年からの2年間でその割合はさらに上昇しました。今回の調査では、TCFD提言に沿って気候リスクの開示を行う企業の割合が、G250企業で72%と2022年の61%から上昇し、N100企業では43%と、34%から上昇しました。今回、G250企業において、その割合が上昇しましたが、これにはG250企業の3分の1を占める米国企業による開示が82%となり、2022年の64%から大幅に増えたことが寄与したと考えられます。

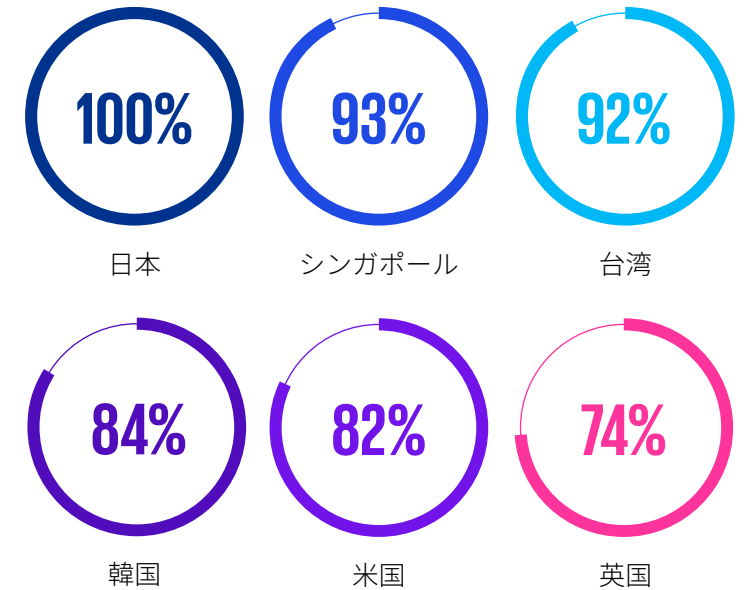
TCFDの提言に沿った開示を行う企業の割合は、アジア太平洋地域で54%と、2022年の34%から上昇し、地域別にみて最も高い割合となっています。

国別では、日本では、調査対象企業のすべてが、TCFD提言に沿った気候リスクの開示を行っています。マレーシアでは69%と、2022年の8%から急激に上昇しました。

TCFDに沿った情報は、サステナビリティ報告書で開示されるケースが最も多く、その割合は、G250企業で56%、N100企業で45%となっています。

2022年の調査では、TCFDに沿った情報を年次財務報告書または統合報告書で行う傾向が強かったのに対し、今回の調査では、その割合がG250企業で20%、N100企業で37%とサステナビリティ報告書で開示する割合を下回りました。

TCFD提言に沿った情報開示の割合が高い国・地域・法域



基準:N100企業5,800社



IFRS S2

今回の調査は、ISSBによる気候関連の開示基準であるIFRS S2号を採用する割合を調査する初の調査となりました。IFRS S2号は、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間より適用が可能となっています。これを義務付けるか、またいつ義務付けるかは、各法域の決定に委ねられますが、多くの法域で、すでに今後の義務化の方向性が決定しています。IFRS S2号は、TCFDやSASBなどの既存のフレームワークや基準に基づくものであり、ISSBとGRIが協力し、それぞれの基準が補完的となるよう取り組んでいます⁷。

今回の調査は、主に2023年7月から2024年6月の間に公表された報告書を対象としており、この期間の半ばでIFRS S2号の任意適用が開始されたこととなります。それにもかかわらず、G250企業およびN100企業の4%がすでにIFRS S2号を参照しており、地域別に見ると、その割合はアジア太平洋地域で8%、中東・アフリカで6%となっています。



主なポイント



G250 企業の大半がTCFDによる提言を参照した報告を行っている

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言が、G250企業の72%とN100企業の43%で参照されています。



TCFDによる提言を参照する国・地域・法域の上位は、日本、シンガポール、台湾

日本では調査対象の100%がTCFDの提言を参照した報告を行っており、シンガポール(93%)、台湾(92%)がこれに続きます。



IFRS S2の導入を開始する企業がすでに登場

IFRS S2号(気候関連情報開示基準)の適用が、2024年1月1日以降に開始する報告期間より適用され、すでに4%の企業がこれを参照しています。

日本企業への示唆

2017年にTCFD最終報告書が公表されて以降、日本ではTCFD賛同機関数は右肩上がりが増加し、2019年以降は日本のTCFD賛同機関数が世界のなかで最も多い状態が続いてきました。日本の特徴としては、金融機関だけではなく、非金融機関である事業会社での気候変動関連開示も大手企業を中心に広がったことが挙げられます。このような背景を踏まえると、今回の調査においても日本の調査対象企業のすべてがTCFD提言に沿った開示をしているという結果は当然であるといえます。

今回の調査で興味深い点は、グローバルにおける調査対象企業のうちすでに4%がIFRS S2号を参照し気候変動関連の開示を行っているという点です。TCFDより詳細な情報開示が必要となるIFRS S2号について、先行対応する企業ではどのような開示を行っているかウォッチすることも参考になると思います。任意開示から制度開示へと移行していくなかで、これまでの延長線上で気候変動関連の開示に対応するのではなく、自社が認識した気候変動関連リスク・機会を経営計画のなかに織り込み、実質的な移行計画を立案し実行することが必要であると考えます。気候変動関連の開示についてはグリーンウォッシュとみなされるリスクもあるため、実体を伴った開示がより重要となります。



鳥井 綾子

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
気候変動タスクフォース リーダー



ESGリスクと ガバナンス



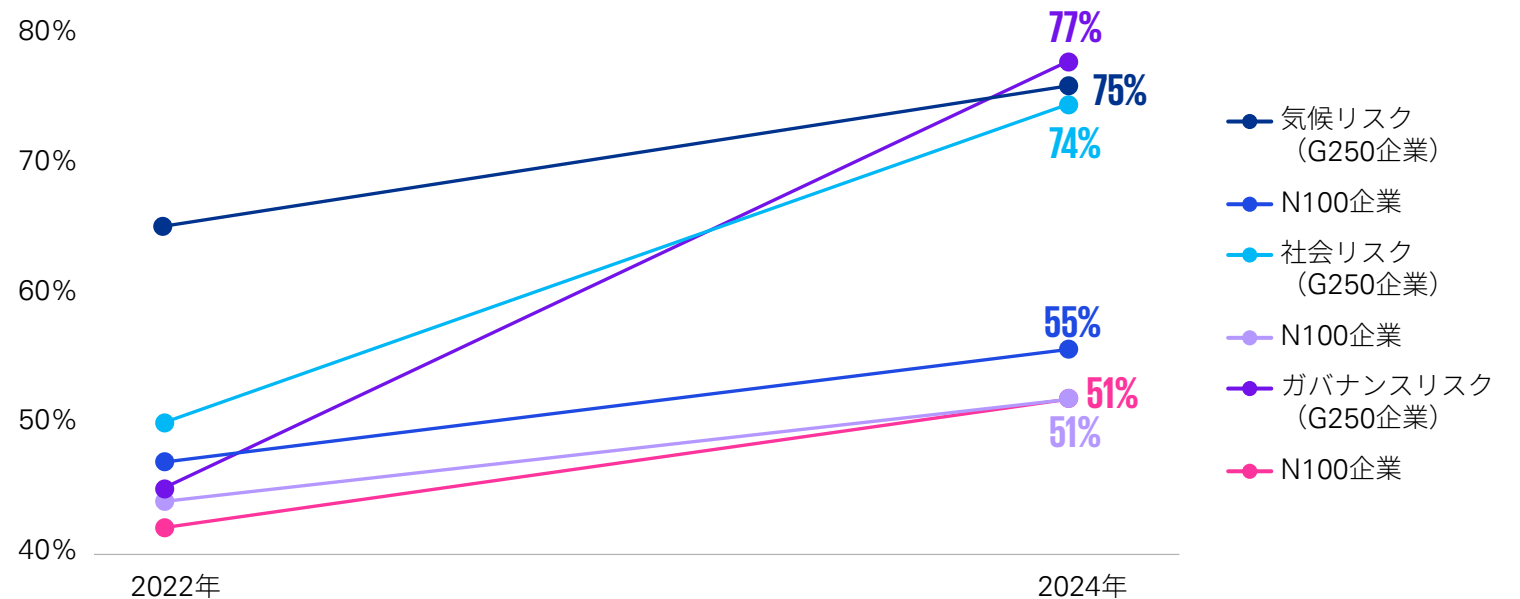
ESGの3つの要素(環境、社会、ガバナンス)に関する報告は着実に増加しています。KPMGでは、2017年以降、気候・環境関連のリスクの潜在的影響の開示に関する調査を実施しています。2017年の調査では、G250企業の48%、N100企業の28%がこれを年次財務報告書または統合報告書で開示していました。今回の調査では、その割合はG250企業で75%、N100企業で55%にまで上昇しています。

KPMGが社会的リスクとガバナンスリスクに関する調査を開始したのは2022年です。今回の調査で、社会的リスクに関する開示を行う割合は、G250企業で74%と、2022年の49%から上昇し、N100企業で51%と、前回の43%から上昇しました。ガバナンスリスクに関する開示は、割合の上昇幅がさらに大きく、G250企業では、2022年の44%から33ポイント上昇し77%となりました。前回は気候や社会的リスクを開示する割合を下回っていましたが、今回はそれらを上回る結果となっています。N100企業でも、その割合は2022年の41%から51%に上昇しています。

ESGリスクを開示する傾向が最も高いのは北米で、86%が社会リスクとガバナンスリスクを、88%が気候リスクを開示しています。その傾向が最も低いのは中南米で、気候リスクに関する開示が42%、ガバナンスリスクに関する開示が39%、社会リスクに関する開示が37%となっています。

中南米と同様に、アジア太平洋や欧州では、社会的リスクやガバナンスリスクよりも、気候関連のリスクを開示する割合が高く、逆に中東の企業はその傾向が低いという結果になっています。

気候・社会・ガバナンスのリスクを開示する企業の割合 (2022~2024年)



基準：G250企業250社とN100企業5,800社



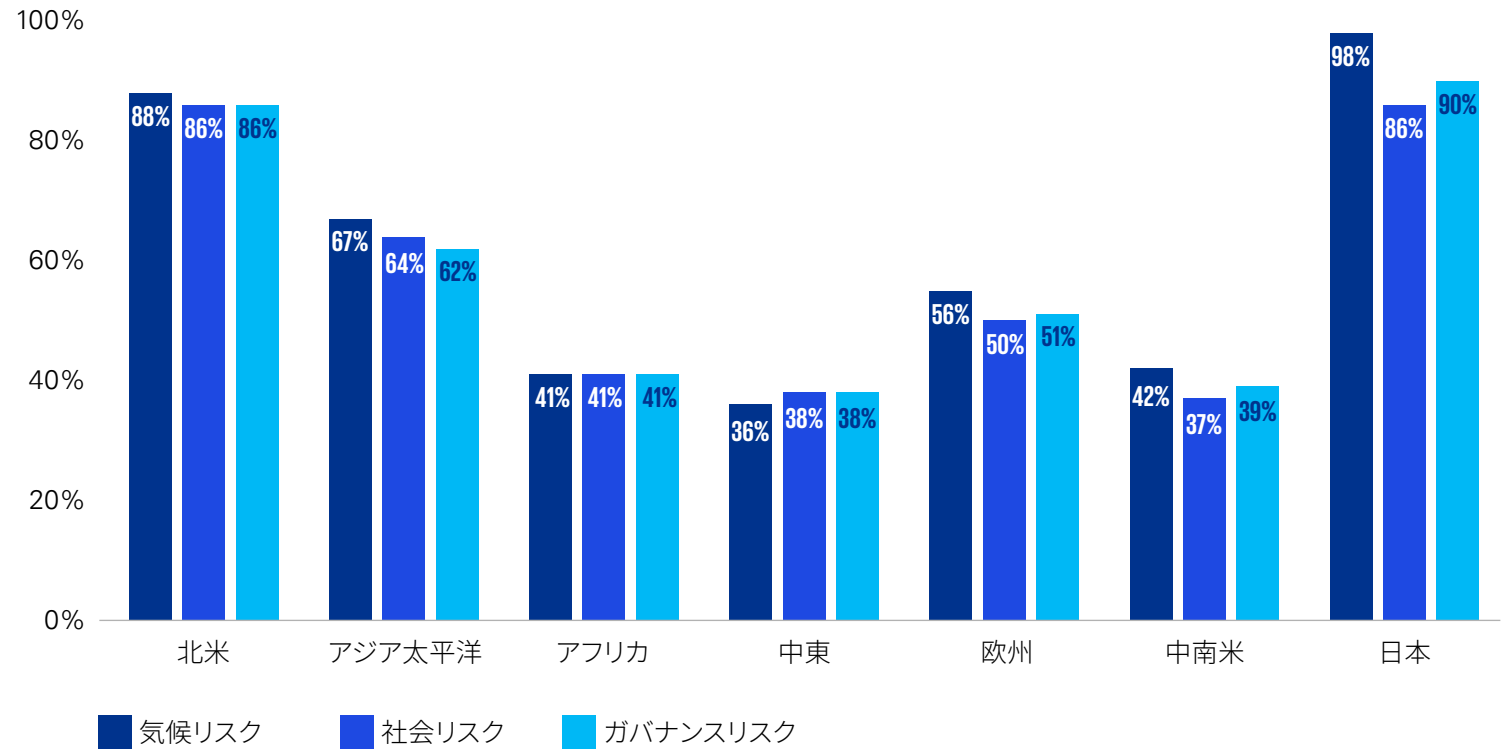
ESGリスクの開示手法

大半の企業は、ESGリスクの潜在的な影響を定性的に説明するにとどまります。シナリオ分析を通じて、気候リスクの潜在的な影響のモデリングを行う企業の割合は、G250企業で12%、N100企業で14%にすぎず、潜在的な財務的影響を定量化している企業はいずれの企業群でも2%にすぎません。影響をモデリングしている割合を地域別にみると、欧州が16%、アジア太平洋地域が15%と高く、北米は3%と最も低い結果となりました。

社会的リスクとガバナンスリスクについては、定性的な説明以外の方法を用いる企業の割合はさらに低くなっています。G250企業およびN100企業のうち、社会的リスクの潜在的な影響を定量化する企業は、アフリカで5%に上昇したものの、全体ではわずか2%にすぎません。

一方、ガバナンスリスクの潜在的影響の定量化については、欧州とアフリカの企業の割合が2%に上昇したものの、G250企業ではゼロ、N100企業でもわずか1%にすぎません。国別に見ても、マレーシアの10%、スペインの16%など、その割合が上昇している国は限定的です。

気候・社会・ガバナンスリスクを開示する企業の地域別の割合



基準: N100企業5,800社



KPMGのソーシャルサステナビリティ担当グローバルリーダーの視点

今回の調査では、サステナビリティ報告における大きな変化の1つとして、社会的リスクの影響の測定とモニタリングの実施がみられ、社会的リスクを開示する割合は、G250企業で79%と、2022年の49%から上昇しました。

こうした動きからは、社会的リスクの影響が環境問題と密接に関連していること、社会的影響がブランドのレピュテーションや長期的な企業評価に影響することを、企業が認識しつつあることは明らかです。

組織による社会的影響は、単に測定し、把握すべきなのではなく、組織がビジネスを展開する上で不可欠なものとなっています。この社会においてビジネスを営むことができる状況を、企業は当然のことと考えてはなりません。



Silvia Zamora-Gonzalez

ソーシャルサステナビリティ担当グローバルリード、
KPMG インターナショナル



サステナビリティに関するリーダーシップと報酬

サステナビリティに関する役割を担うリーダーを置く企業の割合が増加しています。G250企業の半数以上が取締役会または執行チームにサステナビリティ課題を担当するメンバーを置き、その割合は2022年の45%から56%に上昇しています。また、N100企業でもその割合は上昇し、2022年の34%から46%となっています。

G250企業の半数以上が取締役会または執行チームでサステナビリティ専任のリーダーを選任している

アジア太平洋地域の61%の企業が専任のサステナビリティリーダーを選任しており、その割合が他の地域より高いのに対し、中東ではその割合が20%にとどまっています。タイの94%を筆頭に、マレーシア、韓国、台湾、英国において、80%以上が専任のサステナビリティリーダーを選任しています。

役員報酬にサステナビリティ関連の指標を連動させている企業の割合は、G250企業で41%と、2022年から1ポイント上昇しています。また、N100企業でも30%となり、2022年の24%から上昇しています。

地域別に見ると、欧州で34%、アジア太平洋地域で33%と、他の地域より高く、中東では15%と低い結果となっています。国別では、マレーシア、オランダ、ポルトガル、南アフリカ、スペイン、タイ、英国で60%以上の企業が役員報酬にサステナビリティ指標を関連付けているのに対して、中国では3%、スリランカでは2%と低い割合となっています。

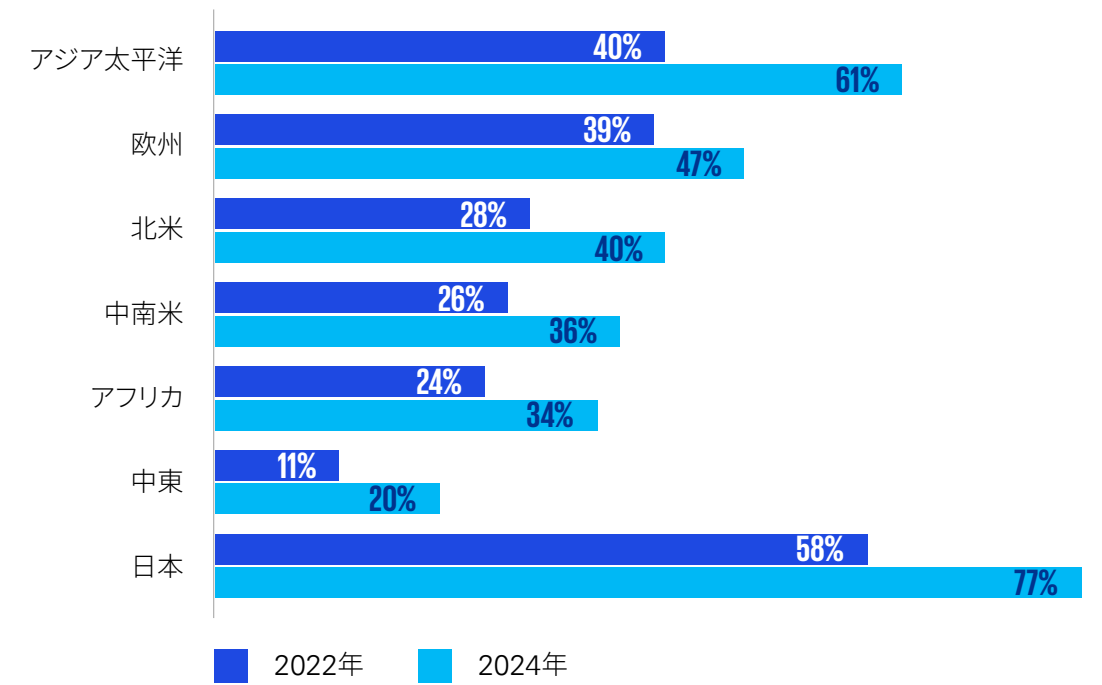
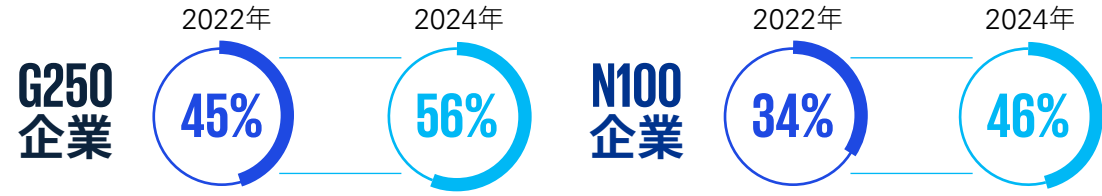
マレーシアは、役員報酬にサステナビリティ指標を連動させる割合が75%と国別にみて最も高く、2022年の1%から大幅に上昇しました。

マレーシアでは、2022年4月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、「企業にとってマテリアルなサステナビリティ関連のリスクと機会への対応をめぐる業績の評価を、取締役会および上級管理職の業績評価に含めること」が、新たな規範として加えられました⁸。同時に、TCFD提言の適用に関するマレーシアの金融機関向けのガイダンスでは、すべての金融機関に対して、サステナビリティ指標と連動する取締役会および上級管理職の報酬に関する情報の開示が義務付けられました。

役員報酬にサステナビリティ指標を連動させる割合が確実に上昇する地域がある一方で、その割合が低下している国もあります。米国では2022年の53%から39%に、シンガポールでは67%から38%に低下しています。

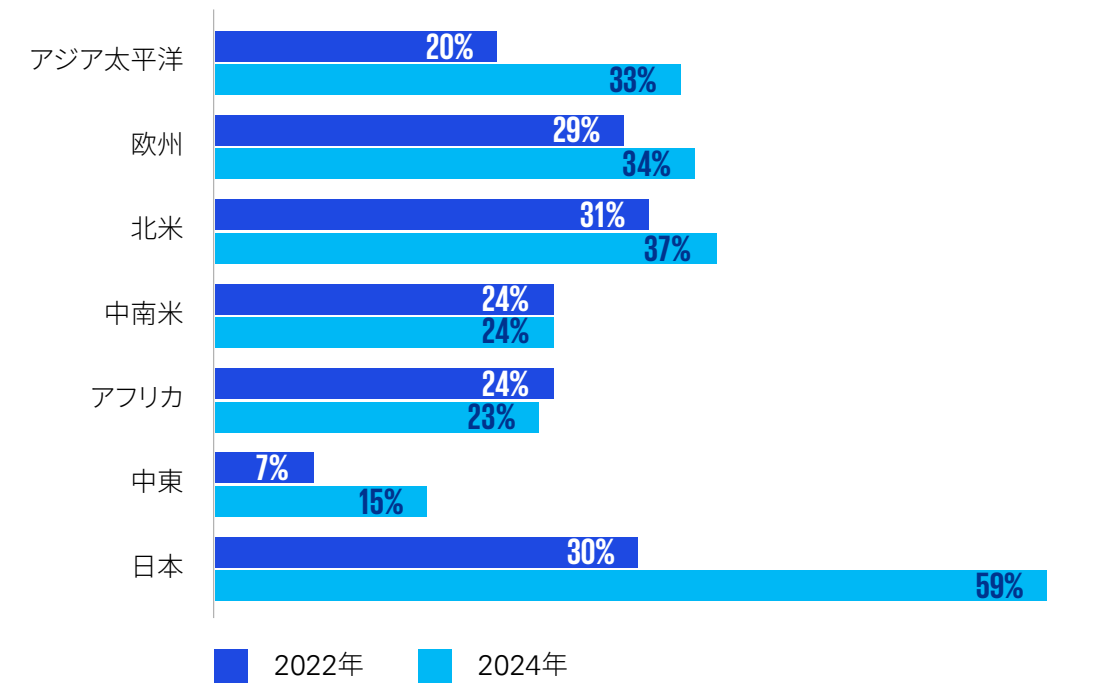
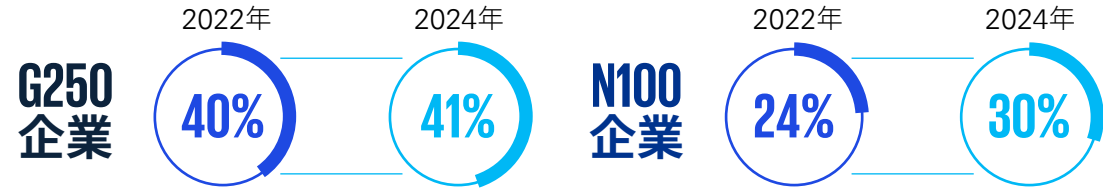


サステナビリティの専任リーダーを選任する企業の割合



基準：G250企業250社とN100企業5,800社

役員報酬にサステナビリティ指標を連動させる企業の割合



基準：G250企業250社とN100企業5,800社



KPMGのソーシャルサステナビリティ担当グローバルリーダーの視点

G250企業のみならずN100企業でも、サステナビリティ目標の達成と業績の向上に向けた手段として、サステナビリティに関する実績と役員報酬を連動させる企業が増加しています。

今回の調査では地域差が見られました。欧州ではこうした慣行がすでに一般的となっていますが、アジア太平洋地域では急激に増加しています。マレーシアでの例に見られるように、規制の導入により、増加が急激に促される場合もあります。金融機関が気候関連・環境リスクを開示することに対する欧州中央銀行の期待など、監督機関による期待の変化が、同様の

増加を促す可能性があります。その一方で、米国ではESGに対する懐疑心が高まるといった感情的な変化が、役員報酬とサステナビリティ指標を連動させる企業の減少につながる可能性もあります。

世界的には、サステナビリティに関する課題を遂行し、リーダーに目標に基づく行動を促すインセンティブとして、役員報酬とサステナビリティ指標を連動させることの重要性を認識する企業が増えつつあります。規制などを通じて、こうした必要な進展を促し、加速させることで道は切り開かれるでしょう。



Nadine-Lan Hönighaus

ESGガバナンス担当グローバルリード
KPMGインターナショナル



主なポイント



ESG関連リスクを開示する企業は着実に増加している

N100企業のうち、気候関連リスクを開示する企業は2017年から倍増し、社会課題やガバナンスに関するリスクを開示する割合も、気候関連リスクと同水準に達しています。



ESG関連リスクは定性的に説明される傾向が強い

気候リスクに関して、影響のモデリングを通じて、定性的な説明以外の手法を用いる企業は少なく、社会的リスクやガバナンスリスクに関しては、それがさらに少ない結果となっています。



サステナビリティの専任リーダーを選任、またサステナビリティ指標と連動した役員報酬を採用する企業が増加

専任のサステナビリティリーダーを置く企業の割合が上昇を続けており、その割合はアジア太平洋地域で最も高く、またサステナビリティ指標に連動する役員報酬を採用する企業も増加しています。

日本企業への示唆

ソーシャルの視点

CSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）、EUDR（欧州森林破壊防止規則）、EUBR（欧州バッテリー規則）等、EUではデュー・ディリジェンス規制の整備が進み、環境のみならず社会的影響の側面においても実効的な取組みが求められつつあります。

これらの規制は日本企業にも対応を迫るものであり、自社の事業がバリューチェーンにおいてどのような社会的影響を及ぼすのか、負の影響を防止するためにどのように対処するのかを経営課題として捉え、その進捗および結果を企業の責任として開示することがより一層重要となります。



児玉 啓子

有限責任 あずさ監査法人
人権・サプライチェーンタスクフォース リーダー

ガバナンスの視点

日本企業のうち、サステナビリティの専任リーダーをアサインしている企業の割合は77%、役員報酬にサステナビリティ指標を連動させる企業の割合は59%と、いずれもグローバルやアジア太平洋地域を大きく上回っています。一方で、サステナビリティ担当役員の役割や権限が限定的であったり、役員報酬と連動するサステナビリティ要素が定性的な評価のみとなっていたりするなど、実質的な効果が見えづらい運用となっている企業も散見されます。企業価値向上に資するような、実質的なサステナビリティガバナンスへの取組みが求められています。



林 拓矢

有限責任 あずさ監査法人
マネージング・ディレクター



サステナビリティ報告の高度化にむけて

世界は、気候、社会、地政学上の複雑な課題に直面し、ESGに代表されるサステナビリティをめぐる優先事項への対応はこれまで以上に重要な課題となっています。

ここ数年は、企業や投資家の間でESGへの取組みを後退させたり、断念したりといったケースも見られます。しかし、今回の調査では、調査対象となった大手企業の大半がCO₂削減目標を設定するなど、何らかの形で課題に取り組んでいることは明らかです。

ESGをめぐる課題は、企業にとっては長期的なサステナビリティの構築に向けた取組みを展開させる機会ともなります。

例えば、ウクライナや中東における紛争が誘発した燃料費の急騰は、事業のレジリエンスと将来に向けた備えについて開示することの大切さをあらわにしました。

本調査の結果は、サステナビリティ報告へのアプローチを検討する際に把握しておくべき、主なトレンドに対応するロードマップとして役立つものです。この2年の間で気候関連情報の開示(ESGのE)に大きな進展が見られ、また社会やガバナンスの課題に関する情報の開示にも一定の進展がありました。しかし、まだ改善の余地は多くあります。

ポジティブな影響に関する情報や定性的な説明に偏りがみられ、環境や社会がビジネスそのものによぼす影響についての示唆が限定的であるなど、バランスのとれたサステナビリティ報告の実現に向けた課題は引き続き存在します。企業には、プラスとマイナスの影響の双方を説明する方法を見いだすことが求められます。

不確実性がニューノーマルとなった今、企業のリーダーはサステナビリティ報告の高度化に着手すべきでしょう。変化のスピードは速まるばかりです。



求められる対応

今回の調査で明らかになったトレンドをふまえ、サステナビリティ報告の高度化に向けた具体的な対応は、主に以下のとおりです。



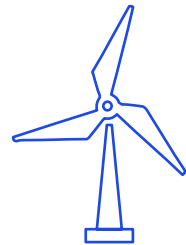
マテリアリティ評価を実施し、ステークホルダーの期待を把握し、それらを事業戦略に盛り込み、取組みの優先順位を決定する。



サステナビリティおよびESGに関する情報を収集、報告、承認するための部門横断的なガバナンス体制を確立する。



CSRDやISSB基準など、今後適用が考えられる開示の要求を考慮しながら、主要なサステナビリティ課題のうち戦略的に対応が必須となるものを判断し、主たる指標を決定する。



文書化プロセス、内部統制の評価、システム導入など、質の高いサステナビリティデータの管理への投資を検討する。

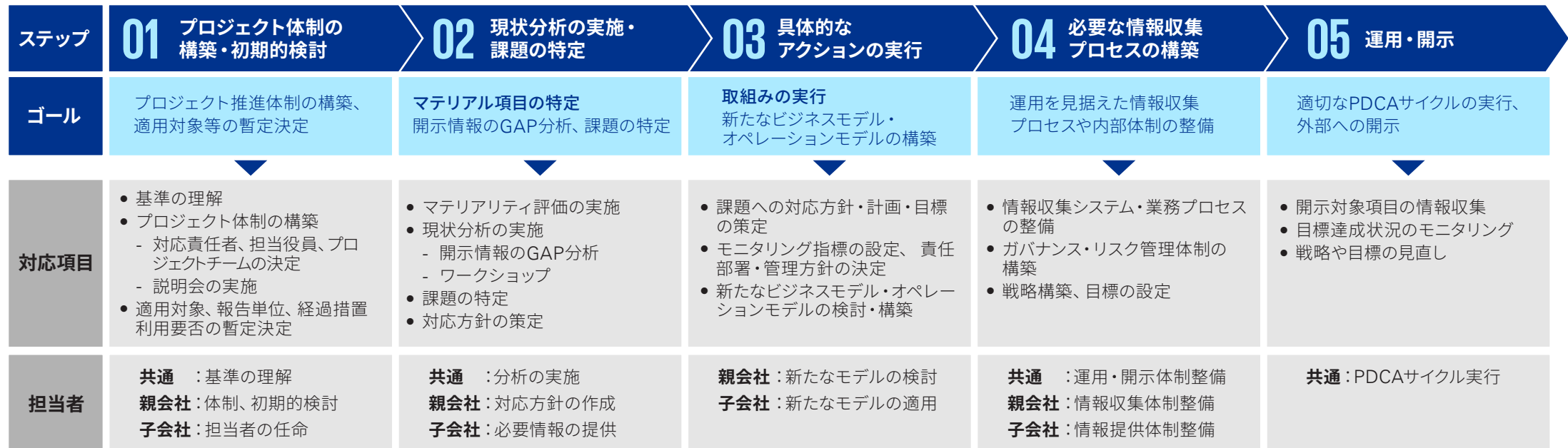
サステナビリティ報告の高度化に向けた取組みは企業によって異なります。特定の課題に関する情報を新たに開示すること、特定の基準に準拠すること、報告すべき指標を決定することなど、その方法はさまざまです。いずれの場合も、報告義務を遵守し、企業が環境や社会にもたらすマテリアルな影響を的確に反映し、サステナビリティ関連のリスクと機会が事業戦略に組み込まれていることを効果的に説明することが大切です。欧州をはじめとする地域でサステナビリティ報告の義務化が進むなか、KPMGは企業の次なるステップを支援し、伴走してまいります。



KPMG ジャパンの支援

日本においてもサステナビリティ報告の制度化に向けた検討が進んでいます。制度開示への対応を契機として、現在のサステナビリティ報告を見直し、高度化を目指す場合に想定されるアプローチは以下の通りです。

KPMGは、サステナビリティ情報の保証業務の分野で豊富な実績を有しており、保証までを見据えた視点で、制度開示に向けた準備を支援しています。





サステナビリティ報告の高度化の取組みは、単に一過性の対応で終わらせるのではなく、継続的に運用・改善を行い、サステナビリティ経営の実践につなげることが企業価値の向上のために重要となります。そのために必要な戦略・KPIの立案

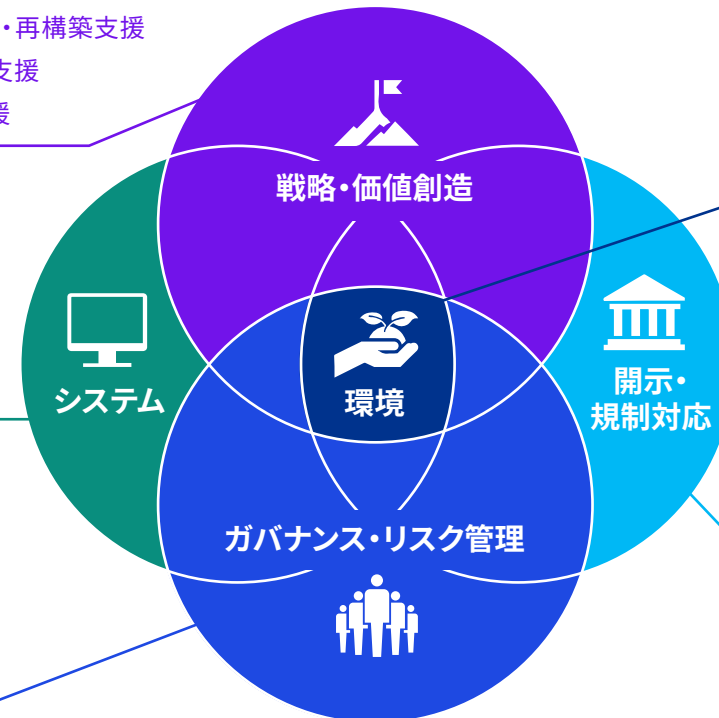
から、それを管理・監督するための組織・ガバナンス体制の構築、それらを支えるプロセス・システム基盤の整備まで、KPMGジャパンは支援しています。

- 長期経営ビジョン策定支援
- 事業ポートフォリオ組替え・再構築支援
- 経営のマテリアリティ特定支援
- 価値創造ストーリー作成支援
- インパクトパス可視化支援
- 社会的インパクト評価支援

- 気候移行計画策定支援
- 生物多様性方針策定支援
- TCFD/TNFD検討支援
- SBT/SBTN取得支援

- システム基本構想構築支援
- サステナビリティデータ要件定義支援
- 製品・導入ベンダー選定支援
- システム導入支援
- データ管理・システム運用定着化支援

- ガバナンス体制構築支援
- ガバナンスプロセスの構築支援
- 取締役会におけるスキル確保の支援
- リスクおよび機会の評価手法の構築支援
- サステナビリティ関連リスクの全社的リスク管理体制への統合支援



- CSRD開示支援
- ISSB/SSBJ開示支援
- 有価証券報告書開示支援
- サステナビリティ情報の第三者保証

ESG Project Management Office

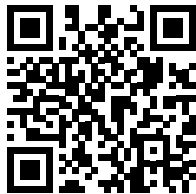


各種ウェブサイト

KPMG ジャパン サステナブルバリューウェブサイト

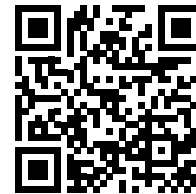
KPMG ジャパン サステナブルバリューウェブサイトでは、サステナビリティに関連する課題の解決を通じて、サステナブルバリューの実現を目指す組織の変革を支援するための情報やインサイト記事を掲載しています。

どなたでもご覧いただけるサイトです。



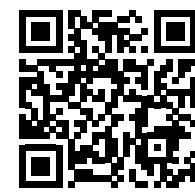
KPMG Japan Insight Plus (会員限定ウェブサイト)

KPMG Japan Insight Plusは、KPMG ジャパンのメンバーファームによるセミナーや動画コンテンツ等を会員限定で提供するウェブサイトです。KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパンによる新着コンテンツやセミナーのお知らせをご希望の場合は、会員登録の際、ご興味のあるトピックとして「サステナビリティ」をご選択ください。



KPMG ジャパン LinkedIn 公式アカウント

KPMG ジャパンのLinkedIn公式アカウントでは、KPMG ジャパンのメンバーファームによるニュース、各種イベントの速報、ウェブサイトの人気コンテンツなど、幅広い情報をタイムリーに掲載しています。ぜひご活用ください。





参考資料

1. 『ESG報告の次の波に向けた準備(Get ready for the next wave of ESG reporting)』、KPMG インターナショナル、2023年1月。
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/de/pdf/Themen/2023/01/kpmg-csrd-global-en.pdf>
2. 『EUタクソミーを紐解く(De-tangling the EU Taxonomy)』、KPMG ベルギー、2023年6月15日。
<https://kpmg.com/be/en/home/insights/2023/06/sus-de-tangling-the-eu-taxonomy.html>
3. 『透明性の確保に向けた基準設定：欧州の非金融機関281社のEUタクソミー開示に関する洞察(Setting the baseline towards transparency: Insights into the EU Taxonomy disclosures of 281 European non-financial undertakings)』、KPMG インターナショナル、2023年9月。
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2023/10/eu-taxonomy-report.pdf>
4. 『NCG 461に基づく報告(Reportes bajo la NCG 461)』(スペイン語)、チリ金融市場委員会(CMF)、2023年8月。
https://www.cmfchile.cl/portal/prensa/615/articles-72625_doc_pdf.pdf
5. 「イニシアチブの概要(About us)」, 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)。
<https://sciencebasedtargets.org/about-us>
6. 「FSB、気候関連情報開示に関する年次進捗報告書を公開(FSB publishes annual progress report on climate-related disclosures)」, 金融安定理事会(FSB)、2023年10月12日。
<https://www.fsb.org/2023/10/fsb-publishes-annual-progress-report-on-climate-related-disclosures/>
7. Mark Vaessen、‘ISSB Standards are now live’, KPMG インターナショナル、2023年6月26日。
<https://kpmg.com/xx/en/home/insights/2023/06/issb-ifrss1-ifrss2-talkbook.html>
8. Corporate governance report template、Securities Commission Malaysia。
https://www.sc.com.my/upload/cg-report/CG_Report_Template_2022.docm



Contacts

日本

里深 哲也

E: tetsuya.satofuka@jp.kpmg.com

Angola

Pedro Cruz

E: pqcruz@kpmg.com

Argentina

Romina Bracco

E: rbracco@kpmg.com.ar

Australia

Adrian King

E: avking@kpmg.com.au

Austria

Katharina Schönauer

E: kschoenauer@kpmg.at

Belgium

Steven Mulkens

E: smulkens@kpmg.com

Brazil

Bruno Youssif

E: byoussif@kpmg.com.br

Canada

Katie Dunphy

E: kdunphy@kpmg.ca

Chile

Karin Eggers

E: karineggers@kpmg.com

China

Patrick Chu

E: patrick.chu@kpmg.com

Hong Kong (SAR), China

Irene Chu

E: irene.chu@kpmg.com

Colombia

Marcela Diaz

E: marceladiaz@kpmg.com

Costa Rica

Luis Rivera

E: lgrivera@kpmg.com

Cyprus

Antonis Bargilly

E: antonis.bargilly@kpmg.com.cy

Czech Republic

Anna Vaničková

E: avanickova@kpmg.cz

Estonia

Siim Kannistu

E: skannistu@kpmg.com

Finland

Tomas Otterström

E: tomas.otterstrom@kpmg.fi

Germany

Jan-Hendrik Gnädiger

E: jgnaendiger@kpmg.com

Ghana

Kwame Sarpong Barnieh

E: ksbarnieh@kpmg.com

Greece

Georgios Iliopoulos

E: giliopoulos@kpmg.gr

Hungary

Ágnes Rakó

E: agnes.rako@kpmg.hu

Iceland

Hafþór Ægir Sigurjónsson

E: hsigurjonsson@kpmg.is

India

Namrata Rana

E: namratarana@kpmg.com

Ireland

Lorraine McCann

E: lorraine.mccann@kpmg.ie

Israel

Hadas Mishli

E: hmishli@kpmg.com

Italy

Lorenzo Solimene

E: lsolimene@kpmg.it

Luxembourg

Julie Castiaux

E: julie.castiaux@kpmg.lu

Malaysia

Oy Cheng Phang

E: oychengphang@kpmg.com.my



Malta

David Pace

E: davidpace@kpmg.com.mt

Mexico

Juan Carlos Resendiz

E: jresendiz@kpmg.com.mx

Netherlands

Marco Frikkee

E: frikkee.marco@kpmg.nl

New Zealand

Sanel Tomlinson

E: saneltomlinson@kpmg.co.nz

Nigeria

Tomi Adepoju

E: tomi.adepoju@ng.kpmg.com

Norway

Carl Christian Christensen

E: carl.christian.christensen@kpmg.no

Pakistan

Syed Ahson Ali Shah

E: ahsonshah@kpmg.com

Panama

Juan Villamil

E: juanvillamil1@kpmg.com

Peru

Thiago Caetano

E: tswenson@kpmg.com

Philippines

Kristine Aguirre

E: kiaguirre@kpmg.com

Poland

Justyna Wysocka-Golec

E: jwyssocka-golec@kpmg.pl

Portugal

Pedro Cruz

E: pqcruz@kpmg.com

Romania

Corina Constantin

E: corinaconstantin@kpmg.com

Saudi Arabia

Fadi Alshihabi

E: falshihabi@kpmg.com

Singapore

Cherine Fok

E: cherinefok@kpmg.com.sg

Slovakia

Michal Maxim

E: mmaxim@kpmg.sk

South Africa

Poogendri Reddy

E: poogendri.reddy@kpmg.co.za

South Korea

Dong-Seok Lee

E: dongseoklee@kr.kpmg.com

Spain

Ramon Pueyo

E: rpueyo@kpmg.es

Sri Lanka

Pyumi Sumanasekara

E: psumanasekara@kpmg.com

Sweden

Torbjörn Westman

E: torbjorn.westman@kpmg.se

Switzerland

Silvan Jurt

E: sjurt@kpmg.com

Taiwan

Niven Huang

E: nivenhuang@kpmg.com.tw

Thailand

Tantichattanon Natthaphong

E: natthaphong@kpmg.co.th

Turkey

Sirin Soysal

E: ssoysal@kpmg.com

UAE

Fadi Alshihabi

E: falshihabi@kpmg.com

UK

George Richards

E: george.richards@kpmg.co.uk

Uruguay

Italo Elola

E: ielola@kpmg.com

US

Maura Hodge

E: mhodge@kpmg.com

Venezuela

Yanelly Marquez

E: ymarquez@kpmg.com

Vietnam

Chu Thi Hoang Oanh

E: ochu@kpmg.com.vn



KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン
有限責任 あずさ監査法人
KPMG あずさサステナビリティ株式会社

sustainable-value@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/sustainable-value



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここに情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

本冊子は、KPMG インターナショナルが2024年11月に発行した「The move to mandatory reporting」を、KPMG インターナショナルの許可を得て翻訳・追記したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

本書において、「私たち」および「KPMG」はグローバル組織またはKPMG International Limited (「KPMG インターナショナル」) の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが独立した法人です。

©2024 Copyright owned by one or more of the KPMG International entities. KPMG International entities provide no services to clients. All rights reserved.

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 25-5001

KPMG は、グローバル組織、またはKPMG International Limited (「KPMG インターナショナル」) の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limited は英国の保証有限責任会社 (private English company limited by guarantee) です。KPMG International Limited およびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMG の組織体制の詳細については、kpmg.com/governance をご覧ください。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません (過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および (または) 登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Designed by Evalueserve.

Publication name: The move to mandatory reporting | Publication number: 139548-G | Publication date: November 2024